

第1部

令和6年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1節 政治分野

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号。以下「政治分野における男女共同参画推進法」という。）の趣旨に沿って、政治分野における男女共同参画の推進は、政党等が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組んでいる。

ア 政党、国会事務局等における取組の促進

- ① 各政党における人材育成や両立支援、ハラスメント防止に関する取組状況等を調査し、調査結果を公表した。【内閣府】
- ② 政治分野における男女共同参画推進法に基づき、女性の政治参画への障壁等に関する調査を行った。【内閣府】

イ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 地方議会において女性を含めた若年層の政治意識を高める主権者教育やより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備に資するよう、「地方議会活性化シンポジウム2024」において、議会運営におけるデジタル技術の活用や子育てと議員活動との両立、障害当事者議員への合理的配慮等、各議会の幅広い取組事例の共有を行った。また、

候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行っている。【総務省】

- ② 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体・地方議会における両立支援状況を始めとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進を行っている。【内閣府】
- ③ 令和5（2023）年度に実施した地方議会調査の結果を踏まえ、地方議会における女性の政治参画に資する先進的な取組事例について、地方公共団体等への横展開を図るため、三議長会¹及び地方公共団体に事例集を配布するとともに、その活用を促した。【内閣府】
- ④ 政治分野における男女共同参画推進法に基づき、女性の政治参画への障壁等に関する調査を行った。（再掲）【内閣府】

ウ 政治分野における女性の参画状況の情報収集・提供の推進

- ① 政治分野における女性の参画状況等を調査し、「見える化」を推進している。「女性の政治参画マップ」、「都道府県別全国女性の参画マップ」及び「市区町村女性参画状況見える化マップ」を作成し、ホームページで公表した。【内閣府】
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行った。【総務省】

¹ 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会。

エ 人材の育成に資する取組

- ① 各種研修・講演やホームページにおいて、政治分野における男女共同参画の推進状況に関する情報について広く発信している。【内閣府】

第2節 司法分野

ア 検察官

- ① 女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、法曹志望者に対する説明会等において、ロールモデルとなる女性検察官の活躍を積極的に情報発信するなど、女性検察官の登用拡大に向けた取組を進めた。【法務省】
- ② 子育て中の検察官の継続就業のため、育児休業中の検察官に対して職務に関する情報提供を行い、育児休業中に実施された研修につき、復帰後に研修の機会を付与するほか、保育所確保のための早期内示、勤務先周辺の保育所等に関する情報提供を行うなど、仕事と家庭の両立支援に関する取組を進めている。【法務省】
- ③ 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、検察官、裁判官、弁護士など司法分野における女性の参画状況を公表した。【内閣府】

イ 法曹養成課程

- ① 法科大学院の公的支援の枠組や、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組例を各法科大学院に共有することなどを通じて各法科大学院における女性法曹輩出のための取組を促進している。【文部科学省】

第3節 行政分野

ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(ア) 国家公務員に関する取組

- ① 国の各府省等は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき策定した行動計画の仕組みを活用して、取組を積極的に推進している。その際、働き方改革や女性の採用・登用の拡大等について定めた「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）に基づき各府省等が策定した取組計画の内容と整合性を図っている。また、各府省等において、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況を経年で公表している。各府省等は、令和5（2023）年度から施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第66号）及び事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（令和4年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第2号）に基づき、「職員の給与の男女の差異」の情報公表を行った。【内閣官房、内閣府、全庁】

下「女性活躍推進法」という。）に基づき策定した行動計画の仕組みを活用して、取組を積極的に推進している。その際、働き方改革や女性の採用・登用の拡大等について定めた「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）に基づき各府省等が策定した取組計画の内容と整合性を図っている。また、各府省等において、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況を経年で公表している。各府省等は、令和5（2023）年度から施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第66号）及び事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（令和4年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第2号）に基づき、「職員の給与の男女の差異」の情報公表を行った。【内閣官房、内閣府、全庁】

- ② 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）に基づく中間年フォローアップの結果を踏まえ、各府省における女性職員の採用・登用を推進するため、「第5次男女共同参画基本計画」に定める国家公務員の各役職段階に占める女性の割合に関する成果目標を踏まえ、各府省において、各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標を定め、より一層の女性登用に向けた取組を検討・実行するよう各府省に対して要請を行った。【内閣官房、内閣府、こども家庭庁】

- ③ 各府省等、衆議院事務局、衆議院法制局、参議院事務局、参議院法制局、国立国会図書館、最高裁判所等の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での「見える化」を行っている。また、「職員の男女の給与の差異」の公表内容についても一覧性等を確保したサイトを整備し引き続き「見える化」を行っている。【内閣府】

- ④ 女性の国家公務員志望者の拡大に資するため、内閣官房内閣人事局においては、各府省等や大学等と連携し、「女子学生霞が関体験プログラム」を1回開催した。このほか、性別に関わりなく技術系を含めた様々な切り口で公務への関心を高めてもらうことを目的として、内閣官房内閣人事局

においては「大学ガイダンス」を13回、「少人数座談会」を27回、「国家公務員の出身高等学校への派遣」を11回、人事院では、各府省等と連携し、様々なテーマについて各府省の職員が体験談等を紹介する「WEB国家公務員テーマ別クロストーク」を10回、職場の見学及び当該職場の職員との意見交換を行う「国家公務員OPENゼミ」を3回開催した。また、外部人材の採用・登用に資するため、ホームページによる公募情報の統一的な情報提供、中途採用希望者向けの府省合同説明会の開催、民間主催の転職イベントへの出展を行った。加えて、X、Instagram、YouTube等のSNSやホームページを積極的に活用し、海外経験を含めた多様なキャリアパス、働き方改革の取組やワーク・ライフ・バランスの実践例、職業生活への多様な支援等について具体的で分かりやすい情報発信を行うなど、女性の国家公務員志望者の拡大に向けた広報活動を行っている。【内閣官房、全府省庁、(人事院)²】

- ⑤ 女性職員の登用拡大に向けて、職域の固定化を解消するなど積極的な職域の拡大、研修や多様な職務機会の付与による積極的・計画的な育成や相談体制の整備を進めている。また、出産・育児期等の前後又は育児期等で時間制約があるような場合でも、本人の意向を尊重し、働く場所や時間の柔軟化を活用するなどして重要なポストを経験させ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を進めている。

内閣官房内閣人事局及び人事院では、女性職員の主体的・積極的なキャリア形成を支援するための「女性職員のためのキャリア支援研修」や、男女問わず仕事と育児を両立しながらのキャリア構築を支援する「共働き・共育で時代の両立・キャリア支援セミナー」を実施した。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】

- ⑥ キャリアパスにおける転勤の必要性について再検討を行い、育児、介護等がキャリアパスの支障にならないよう職員に対する十分な配慮を行うよう取り組んでいる。【内閣官房、全府省庁】
- ⑦ 業務効率化・デジタル化、勤務時間管理の徹底、マネジメント改革等の働き方改革を進めてい

る。また、職員の柔軟な働き方がより推進されるよう、内閣官房内閣人事局と人事院が連携して、令和7(2025)年4月に施行された改正後のフレックスタイム制に関し、その運用上のポイントを周知し、各府省等における円滑な活用を支援したほか、テレワークの更なる浸透・定着を進めた。さらに、勤務間のインターバル確保について、令和6(2024)年4月に人事院規則において努力義務が措置されたことも踏まえ、人事院では、実態を把握するため職員アンケート調査等を実施するなど、勤務間のインターバル確保に向けた課題の解消に資する取組を推進している。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】

- ⑧ 国家公務員(一般職)における男性の育児休業取得率について、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において令和7(2025)年に1週間以上の取得率を85%、令和12(2030)年に2週間以上の取得率を85%とするよう目標が引き上げられたことを踏まえ、内閣官房内閣人事局は、目標達成に向けて、関係省庁と連携し、各府省等の取組が更に強化されるよう取り組んでいる。

また、子供が生まれた全ての男性職員が、1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることや、「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)を合計5日以上取得することを目指し、取組を進めている。【内閣官房、全府省庁】

- ⑨ 女性職員の活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する管理職の理解促進や率先した行動変容を促すため、管理職向けの研修を実施した。【内閣官房、全府省庁】
- ⑩ 女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的にいかすことを重視する管理職を人事評価において適切に評価することを徹底するとともに、多面観察、職員のエンゲージメントや職場環境調査等の結果を踏まえた取組等を通じて管理職のマネジメント能力の向上を図っている。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】
- ⑪ 内閣官房内閣人事局では、「国家公務員健康増

² (人事院)とは、人事院に対して検討を要請するものである。以下同じ。

進等基本計画」(平成3年3月20日内閣総理大臣決定)において、各府省等におけるハラスメントに関する研修の受講必修化等の研修の強化、職員への啓発の推進やハラスメントに関する相談体制の整備について明記しているほか、各府省等が実施する研修の受講者以外を対象とした、セクシュアルハラスメントに関する内容を含んだハラスメント防止に関するeラーニング講習を、約1万人を対象に実施した。

人事院では、ハラスメントの防止等のための人事院規則等に基づき、各府省においてハラスメント防止対策が円滑かつ効果的に実施されるよう、全職員向けの自習用研修教材の改訂、苦情相談担当者に向けた動画教材の提供、各府省のハラスメント相談員を対象としたセミナーの開催を実施した。また、社会全体で、組織外からのハラスメントに関する関心が高まっている状況を踏まえ、幹部・管理職員等を対象とした研修等を通じて、各府省には、カスタマーハラスメントから職員を守る責務があることや過度な要求に対しては毅然とした対応も求められることについて認識を広げていくとともに、これらを周知・啓発するため、カスタマーハラスメントへの対応に特化したポスターを作成・提供した。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】

- ⑫ 各府省が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を行っている。

内閣官房内閣人事局においては、「国家公務員健康週間」(毎年10月1日から同月7日まで)において、婦人科検診の重要性を含めた女性の健康に関する講演会を、約1,100人を対象に開催することにより、国家公務員の意識啓発を図った。また、eラーニングによる女性特有の健康課題と健康管理に関する研修動画を新たに作成し、各府省等の全ての管理監督職の職員を対象に当該動画を視聴させることにより、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診を促すことの重要性について啓発した。

人事院においては、同週間において、女性職員に対する意識啓発や受診しやすい環境整備を行うよう各府省へ周知することにより取組を推進している。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】

- ⑬ 治安、矯正、安全保障等の分野で働く国家公務員の女性の採用、育成及び登用並びに生活環境・両立環境の整備を進めている。【警察庁、法務省、国土交通省、防衛省】

(イ) 国の審議会等委員等の女性の参画拡大

- ① 「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を実施し、各審議会等の女性委員の人数・比率について調査・公表するとともに、委員等に占める女性の割合が40%未満の全ての審議会等について、その要因と目標達成に向けた今後の方策について所管府省に回答を求め、その内容を公表している。【内閣府、関係省庁】
- ② 審議会等委員の選任に際しては、各府省において、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による審議会等委員について、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請している。【関係府省】

(ウ) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画拡大

- ① 「独立行政法人等女性参画状況調査」を実施し、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における役員や管理職に占める女性の割合等について調査し、公表している。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】

イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(ア) 地方公務員に関する取組

- ① 「第5次男女共同参画基本計画」の中間年フォローアップの結果を踏まえ、地方公共団体における女性職員の採用・登用を推進するため、女性職員の採用・登用拡大に向けた目標やその達成方法について、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)又は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画等に盛り込むなど、更なる取組の強化を図るよう、地方公共団体に要請した。【内閣府、こども家庭庁、総務省】
- ② 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施

状況が経年で公表されることを徹底するとともに、各団体の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での「見える化」を行っている。また、「職員の男女の給与の差異」の適切な公表に向けた公表方法の周知及び各団体における公表内容について一覧性等を確保したサイトを整備し引き続き「見える化」に取り組むとともに、公表内容の把握・分析や差異解消に向けた取組を促進した。【内閣府、総務省】

- ③ 自治大学校による女性向け幹部登用研修の実施、女性職員の活躍や働き方改革の推進に取り組む地方公共団体の人事担当者等を支援すべく、大学教授等の専門家を地方公共団体に派遣し、専門的な立場から助言・情報提供を行うなど、女性職員の登用拡大に向けた人材育成を促進した。また、都道府県や政令指定都市のヒアリングを通じて、各団体の女性活躍に関する公表内容について一覧性等を確保した「女性活躍推進法『見える化』サイト」を求職者等に周知するよう要請した。【総務省】
- ④ フレックスタイム制や早出遅出勤務の導入等を通じた多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備、テレワークの推進等による職場の働き方改革、適切な勤務時間の把握等による時間外勤務の上限規制の実効的な運用、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証の結果を踏まえた時間外勤務縮減に向けた適切な対策の取組、休暇の取得促進について、各団体に対し必要な助言を行っている。【総務省】
- ⑤ 「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児に伴う休暇・休業等の取得を積極的に呼び掛けるとともに、周囲のサポート体制や代替要員の確保を図り、全ての男性職員が子育て等に参画できる職場環境の整備を促進するため、国家公務員における取組を周知するとともに、男性育休取得率が着実に上昇している団体の取組事例をまとめた事例集を作成し、各団体に助言・情報提供を行っている。【総務省】
- ⑥ 各地方公共団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を促進するため、刊行物において、地方公共団体における女性職員の活躍及び働き方改革の先進事例を収集・周知しているほか、男性育休

取得率が着実に上昇している団体の取組事例をまとめた事例集を作成し、各団体に情報提供を行っている。事例集の取組事例の一つに、管理職の人事評価項目に育休取得促進に係る取組を取り入れた事例を掲載しており、地方公共団体の取組を促進している。また、より働きやすい職場環境の整備を促進するため、ハラスメント対策として抑止効果が感じられた取組等の収集を行っており、取りまとめの上、必要な助言や情報提供を行っている。【総務省】

- ⑦ 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」の中で、地方公共団体における職員の通称又は旧姓使用に関する規定等の整備状況を調査し、公表した。また、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりを促進している。【内閣府、総務省】
- ⑧ 地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を促進している。【総務省】
- ⑨ 人事院が、令和6（2024）年12月に、子の看護休暇の対象となる子の範囲・取得事由の拡大、子の看護休暇等の対象となる非常勤職員の要件の緩和及び私傷病の休暇の有給化等をするための改正人事院規則等を公布・発出（令和7（2025）年4月施行）したことを踏まえ、地方公共団体に働く会計年度任用職員の休暇・休業について、国家公務員と同様の制度整備が行われ、職員への周知及び制度の活用が図られるよう、各地方公共団体の取組を促しており、各団体に対し必要な助言を行っている。

また、ハラスメント防止について、事業主が雇用管理上講ずべき措置の取組状況について調査を実施し、未措置団体には速やかに措置を講じるよう要請した。また、措置を講じている団体においても、体制を整備して終わりではなく、日頃から職員の意識啓発や職場環境に対するチェックを行い、特に未然の防止対策を十分に講ずることが重要である旨の助言を行った。あわせて、ハラスメント実態把握のための職員アンケート調査、ハラスメント対策として抑止効果が感じられた取組等の収集を行っており、取りまとめの上、必要な助言や情報提供を行っている。なお、男性に比べて女性の割合が高い非常勤職員について、令和6

(2024) 年度にも各地方公共団体における会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、制度の適切な運用について助言を行った。【総務省】

- ⑩ 消防庁では、消防吏員の女性比率について、令和 8 (2026) 年度当初までに 5 % に増加させることを全国の消防本部との共通目標として掲げており、消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員の確保、女性消防吏員の職域の拡大等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組むよう引き続き要請するとともに、消防署等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設等(浴室・仮眠室等)の職場環境の整備について支援した。

また、消防吏員を目指す女性の増加を図るため、SNS 広告の掲載や採用説明会への参加などの PR 広報を実施するとともに、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、女性消防吏員活躍推進支援事業(モデル事業)などの取組を通じた先進的な事例の全国展開に加え、外部講師による管理職員向け研修会を実施するなど、女性消防吏員が 0 名の消防本部の解消及び数値目標の達成に向け、女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組を推進した。

警察では、令和 8 (2026) 年度当初までに地方警察官に占める女性の割合を全国平均で 12 % 程度とすることを目標として、各都道府県警察においてそれぞれが策定している計画等を踏まえて女性警察官の採用の拡大に向けた取組を推進しており、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日時点で、その割合は 11.7 % となっている。また、女性警察官の幹部への登用も進んでおり、都道府県警察で採用され警部以上の階級にある女性警察官は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日時点で 861 人に上り、警察署長や警察本部の課長等にも登用されている。そのほか、男女共同参画に関する施策について、都道府県警察の幹部職員への教育を実施するなどの取組を推進した。【警察庁、総務省】

(イ) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大

- ① 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標及びこ

れを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が 1 人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進している。【内閣府、関係省庁】

第 4 節 経済分野

ア 企業における女性の参画拡大

- ① 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする一般事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて一般事業主が行う積極的改善措置(ポジティブ・アクション)等の取組を促進している。また、男女の賃金の差異の要因分析・雇用管理改善の促進の重要性について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、企業向けの説明会の開催やコンサルティングの実施等により、女性活躍推進のための取組を行う企業を個別支援している。【厚生労働省】
- ② 個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因になり得る無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けたセミナー動画を作成し、企業等での活用を促進している。【厚生労働省】
- ③ 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第 24 条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「公共調達等取組指針」という。)に基づき、国、独立行政法人等が総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行う際は、女性活躍推進法、次世代法及び青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定を取得した企業等を加算評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図っている。また、加算評価の取組が努力義務となっている地方公共団体においても、国に準じた取組が進むよう働きかけを行っている。【内閣府、厚生労働省】

- ④ 企業における女性活躍に関する情報も投資判断に資するものと考えられることから、有価証券報告書における女性活躍に関する情報開示の好事例を収集し、周知した。【金融庁】
- ⑤ 有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組や女性役員の登用に資する調査等を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価されることや、企業における女性役員登用・育成の課題の克服につながるよう努めている。【内閣府】
- ⑥ 企業の役員に占める女性割合、女性役員登用目標の設定及び行動計画の策定状況等に関する調査研究を取りまとめ、公表した。【内閣府】
- ⑦ 東証プライム市場上場企業に対して女性登用の意義や必要性に関する啓発等を目的としたセミナーを開催した。【内閣府】
- ⑧ 国連グローバルコンパクトとUN Womenが推進する民間企業のための「女性のエンパワーメント原則」(Women's Empowerment Principles: WEPs)の普及を行った。【内閣府】
- ⑨ 企業におけるダイバーシティ経営の推進のため、好事例を掲載した中小企業向けリーフレットや、自社の取組を振り返る「ダイバーシティ経営診断ツール」等の各種支援ツールの普及を図っている。【経済産業省】

イ 女性の能力の開発・発揮のための支援

- ① 長期的な視野から女性リーダーを養成していくため、学校等における女性リーダーの養成プログラムの開講を促している。【文部科学省】
- ② 役員候補者となり得る女性人材のデータベース「女性リーダー人材バンク」について、令和4(2022)年度に実施した利用者増加に向けたアンケート調査結果等を踏まえ、改善に向けた取組の検討を行っている。【内閣府】
- ③ 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」では、令和7(2025)年3月に、全体会議を開催した。また、令和6(2024)年8月に北海道、11月に高知県、令和7(2025)年2月に福井県にて地域シンポジウムを開催し、首長、企業経営者等に対し会への参加を呼び掛けた。その他、参加者の好事例を掲載した冊子をホームページ

ジに掲載し、女性活躍に関する取組を共有するとともに、会の周知を行っている。【内閣府】

- ④ 女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域の経済団体、金融機関、教育機関、NPOなどの多様な主体による連携体制の下、一般事業主行動計画の策定が義務付けられている中小企業が行う同計画の策定支援など、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組に対し、地域女性活躍推進交付金により支援している。【内閣府】

ウ 女性起業家に対する支援等

- ① 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施している。【経済産業省】
- ② 経済産業省では、スタートアップの起業家に占める女性の割合は少なく、女性起業家特有の課題も存在することから、女性起業家支援を総合的に推進するため、令和5(2023)年5月に公表した「女性起業家支援パッケージ」に基づき、令和2(2020)年12月に設立した「わたしの起業応援団」を地域ごとに一貫して女性起業家支援が行える体制に拡充し、全国各地で女性起業家の支援プログラムを行った。

内閣府では、関係団体と連携して地方公共団体が行う女性起業家育成の取組を、地域女性活躍推進交付金を通じて支援している。【内閣府、経済産業省】

- ③ 意欲ある女性の起業を促進するため、三原じゅん子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が、地域で活躍する女性起業家と女性の起業に向けた支援策等について意見交換を行う「地域で輝く女性起業家サロン」を各地で開催した。【内閣府】
- ④ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進している。また、その活用事例を展開している。加えて、地方を含めた後継者の活躍を後押しするピッチイベントを地方6ブロックにおいて開催し、事業承継がビジネスチャンスという気運醸成を図っている。【経済産業省】

第5節 専門・技術職、各種団体等

- ① 専門・技術職、経済団体、労働組合、職能団体（日本医師会、日本弁護士連合会等）など、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で取りまとめ、公表している。【内閣府】
- ② 各分野における関連施策を着実に実施し、女性の参画拡大を推進している。【関係府省】

第2分野

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第1節

ワーク・ライフ・バランス等の実現

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等

- ① 法定労働条件の履行確保及び長時間労働是正のための監督指導体制の充実強化を行っている。【厚生労働省】
- ② 年次有給休暇の取得促進のため、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、連続した休暇を取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）にポスター・リーフレットの作成・周知、都道府県や関係団体への周知依頼等の集中的な広報の実施等により機運の醸成を図っている。【厚生労働省】
- ③ 勤務間インターバル制度について職種・業種等の特性を踏まえた業種別導入マニュアルや制度導入を支援するための動画を作成して周知するとともに、シンポジウムの開催や専門家によるアウトリーチ型コンサルティングの実施、産業医や衛生管理者等に対する研修講義における制度の内容・効果の周知、助成金の支給等により企業への導入促進を図っている。【厚生労働省】
- ④ 労働者が健康で充実した生活を実現できるよう、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）を分かりやすく解説したパンフレット等を働き方・休み方改善ポータルサイトで掲載し、周知することで、労使の自主的な働き方の見直しを促進している。【厚生労働省】

- ⑤ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）を踏まえた取組を着実に推進するとともに、メンタルヘルスの確保等、職場における健康確保対策を推進している。【厚生労働省】
- ⑥ コンサルティングの実施等により、女性活躍推進法等に基づく目標設定及び目標達成のための企業の取組を支援している。（再掲）【厚生労働省】
- ⑦ 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者及び傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行っている。【厚生労働省】

イ 多様で柔軟な働き方の実現

- ① 多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進する。
 - ・ 男女とも育児・家事を担いつつ、希望に応じて仕事やキャリア形成との両立を可能とするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、子の看護休暇制度の見直し、次世代育成支援に向けた職場環境の整備等に加え、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が第213回国会（令和6（2024）年）において成立した。また、子の出生後一定期間内に両親が共に14日以上の子の育児休業を取得した場合に既存の育児休業給付と合わせて休業開始前の

手取りの10割相当を支給する出生後休業支援給付及び子が2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給する育児時短就業給付を雇用保険制度に創設すること等の内容を含む、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）についても、第213回国会（令和6（2024）年）において成立した。こうした制度改正について、改正内容の円滑な施行に向けた周知・広報等を図っている。【厚生労働省】

- ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援している。加えて、労働者の柔軟な働き方に取り組む事業主が活用できる措置導入・運用マニュアルの作成等により、制度の周知・理解促進を図っている。【厚生労働省】
 - ・ 働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に助成金を支給している。【厚生労働省】
 - ・ 時間単位の年次有給休暇制度について、子育て、介護、治療など様々な事情を抱えている者が、柔軟に休暇を取得できるよう、働き方・休み方改善ポータルサイトにおいてリーフレット及び導入事例の掲載等により企業への導入促進を図っている。【厚生労働省】
 - ・ 労働者一人一人がライフステージに応じて多様な働き方を選択できる勤務地・職務・労働時間を限定した「多様な正社員」制度について、制度を導入する上での留意事項及び好事例の周知、導入支援等を実施している。また、企業が自らの雇用管理上の課題を分析・把握し、ステップを踏んで「多様な正社員」制度等を選択・導入できるよう、「課題分析ツール」を作成した。【厚生労働省】
 - ・ 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進及び中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進した。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
 - ・ 効率的・自律的に働ける制度であるフレックスタイム制の導入時における適切な労務管理の徹底を図っている。【厚生労働省】
 - ・ 転勤に関する企業のニーズや動向を捉え、企業の転勤に関する雇用管理のポイントを整理した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を通じて、労働者の仕事と家庭生活の両立の推進を図っている。【厚生労働省】
 - ・ 労働者全般の労働契約関係の明確化について、労働基準法（昭和22年法律第49号）の労働条件明示事項に就業場所・業務の変更の範囲を追加する、労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第39号）について、引き続きあらゆる機会を活用し、パンフレット等による周知・啓発を図っている。【厚生労働省】
 - ・ 不妊治療と仕事の両立を支援する企業内制度の導入に向けたマニュアルの周知や企業等を対象とした研修会の実施等を行うとともに、くるみんプラス認定等の取得促進や、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた中小企業事業主に対する助成金の支給により、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を図っている。【厚生労働省】
 - ・ 育児休業中の代替要員の確保や業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を推進するとともに、地域の中核企業を始めとした中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・活用等を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のためのセミナー・マッチング等を実施している。【厚生労働省、経済産業省】
- ② 企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等と連携し、女性の活躍の必要性に関する経営者や管理職の意識改革、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促している。【内閣府、関係省庁】
- ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する調査研究を行い、キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因についての調査結果を取りまとめ、企業等へ情報提供を行っている。【内閣府】

- ④ 企業・団体の経営者・管理職・担当者や仕事と生活の調和に取り組む全ての人が活用できるよう、仕事と生活の調和に関するメールマガジン「カエル！ジャパン通信」を月1回配信し、好事例等の情報提供を行っている。【内閣府】

ウ 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

- ① 育児等を理由とする男性に対する不利益取扱い、企業における育児・介護休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進している。【厚生労働省】
- ② 企業における男性社員の育児休業等取得促進のための事業主へのインセンティブ付与や、取得状況の情報開示（「見える化」）を推進している。【金融庁、厚生労働省】
- ③ 「男女共同参画週間」（毎年6月23日から同月29日まで）などの啓発活動や表彰の実施を通じて、男性の家事・育児への参画等に関する社会的な機運の醸成等を図った。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省】
- ④ 公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の子育て世帯に優しいトイレの整備等を推進しているほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行っている。【国土交通省】
- ⑤ 男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、両親共に参加しやすい日時設定やオンラインでの開催など、両親学級の充実等により、父親になる男性を妊娠期から側面支援している。【こども家庭庁】
- ⑥ 介護のために働けなくなることを防止するため、仕事と介護が両立できる職場環境が整備されるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の履行確保を図るほか、家族を介護する労働者に介護休業制度等が広く周知されるよう取り組んでいる。【厚生労働省】

エ 女性の就業継続に向けた人材育成

- ① 個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因になり得る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けたセミナー動画を作成し、企業等での活用を促進している。【厚生労働省】
- ② 労働者の主体的な職業能力の開発及び向上を促進し、再就職時の職業能力に基づいた評価にも資するよう、業界共通の職業能力評価の物差しとなる技能検定を始め、企業・労働者双方に活用される職業能力評価制度の整備を推進した。【厚生労働省】
- ③ ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行っている。【厚生労働省】

第2節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

ア 男女雇用機会均等の更なる推進

- ① 法違反があった場合には是正指導を行うなど、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保に取り組んでいる。また、事業主が報告の求めに応じない場合及び勧告をされたにもかかわらず違反を是正しない場合には、過料、企業名の公表等により同法の実効性を確保している。【厚生労働省】
- ② コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対して、実質的な男女別雇用管理とならないようコース別雇用管理についての指針や間接差別の範囲を定めた省令の周知徹底を図っている。【厚生労働省】
- ③ 男女雇用機会均等法等の関係法令及び制度について、労使を始め社会一般を対象として幅広く効果的な周知を行っている。また、学校等の教育機関においても、男女の平等や相互の協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導を通じて、その制度等の趣旨の普及に努めている。【文部科学省、厚生労働省】
- ④ 男女雇用機会均等に関する労使紛争について

は、男女雇用機会均等法等に基づく紛争解決の援助制度及び調停を活用し、円滑な紛争解決を図っている。【厚生労働省】

- ⑤ 女性活躍の更なる推進については、女性活躍推進法の期限の延長や、男女間賃金差異の情報公表の拡大、女性管理職比率の情報公表の義務化等の女性活躍推進法の一部改正を含む労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案を令和7（2025）年3月、第217回国会に提出した。【内閣府、厚生労働省】

イ 男女間の賃金格差の解消

- ① 労働基準法第4条や男女雇用機会均等法の履行確保を図るほか、男女間の賃金差異の要因の解消に向け、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、情報公表、えるばし・プラチナえるばし認定の取得促進等の取組を推進している。【厚生労働省】
- ② 男女の賃金の差異の要因分析・雇用管理改善の促進の重要性について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、企業向けのコンサルティングの実施により、女性活躍推進のための取組を行う企業を個別支援している。【厚生労働省】
- ③ 各業界における男女間賃金格差について、特に男女間賃金格差の大きい業界に着目し、各業所管省庁等を通じた実態把握・分析・課題の整理を踏まえ、業界ごとのアクションプランの策定を促している。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】

ウ 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止等

- ① 企業におけるハラスメント防止措置の推進を図るため、パンフレット等の作成・配布等により、改正された男女雇用機会均等法等の周知・啓発を図るほか、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、シンポジウムの開催等集中的な広報・啓発を行っている。【厚生労働省】
- ② 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止措置を定めた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策の総合的な推進並びに

労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及びそれらの指針の履行確保に取り組んでいる。【厚生労働省】

- ③ 就職活動中の学生に対するハラスメント及びカスタマーハラスメント被害者等からのメールやSNSによる相談に対応する事業を実施した。【厚生労働省】
- ④ 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントの防止のため、学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査において実態を把握するとともに、改正された男女雇用機会均等法に基づく指針で示した望ましい取組の周知啓発、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーで相談を受け付ける等関係省庁が連携し適切に対応している。
- また、大学等で行われている取組事例について学生支援担当者等が集まる会議等を通じて周知啓発を行った。【内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- ⑤ ハラスメントを行ってはならないという規範意識の醸成に向けた取組や、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等を含む労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案を令和7（2025）年3月、第217回国会に提出した。【厚生労働省】
- ⑥ 性的指向・性自認（性同一性）に関する侮辱的な言動等を含むハラスメントの防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知や企業が職場において活用可能な周知啓発資料の作成等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進している。【厚生労働省】

第3節

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正

- ① 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて一般事業主・特定事業主が行う積極的改善措置（ポジティ

ブ・アクション）等の取組を促進している。令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度から施行された女性活躍推進法に関する制度改正による一般事業主・特定事業主に対する男女間賃金（給与）差異の公表義務化を契機として、差異の要因分析・課題の把握等の促進の重要性について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、企業向けのコンサルティングの実施により、女性活躍推進のための取組を行う企業・機関を支援している。

【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省】

- ② 個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因になり得る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けたセミナー動画を作成し、企業等での活用を促進している。（再掲）【厚生労働省】
- ③ 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国、独立行政法人等が総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行う際は、女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定を取得した企業等を加点评価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図っている。また、加点评価の取組が努力義務となっている地方公共団体においても、国に準じた取組が進むよう働きかけを行っている。（再掲）【内閣府、厚生労働省】
- ④ 企業における女性活躍に関する情報も投資判断に資するものと考えられることから、有価証券報告書における女性活躍に関する情報開示の好事例を収集し、周知した。（再掲）【金融庁】
- ⑤ 有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組や女性役員の登用に資する調査等を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価され、企業における女性役員登用・育成の課題の克服につながるよう努めている。（再掲）【内閣府】
- ⑥ 企業の役員に占める女性割合、女性役員登用目標の設定及び行動計画の策定状況等に関する調査研究を取りまとめ、公表した。（再掲）【内閣府】
- ⑦ 東証プライム市場上場企業に対して女性登用の意義や必要性に関する啓発等を目的としたセミナーを開催した。（再掲）【内閣府】

⑧ 経営層向けの女性活躍推進に関するセミナー動画の活用促進を通じ、企業による女性の役員・管理職の育成に向けた取組を支援している。【厚生労働省】

⑨ 学校等における女子学生等を対象とした次代を担う人材育成プログラムの開発・実施を促進している。【文部科学省】

⑩ 建設産業、海運業、自動車運送事業等（トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士）の女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進している。【厚生労働省、国土交通省】

第4節

非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援

ア 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換に向けた取組の推進

① 令和2（2020）年4月に施行された短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び改正された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の円滑な施行に取り組み、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図っている。その施行状況等を踏まえ、令和7（2025）年2月から、労働政策審議会同一労働同一賃金部会において、必要な見直しについて議論を行っている。また、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、労働基準監督署と都道府県労働局が連携し、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組を行っている。【厚生労働省】

② 最低賃金については、令和6（2024）年度は

全国加重平均で51円の引上げの1,055円となった。引き続き、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知などの価格転嫁の促進や、省力化投資などの生産性向上支援などに取り組みつつ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かって、たゆまぬ努力を続けている。【厚生労働省、経済産業省】

- ③ キャリアアップ助成金の活用促進等により非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換を推進している。【厚生労働省】
- ④ 非正規雇用労働者の能力開発を図り、企業内でのキャリアアップ、企業の枠を超えたキャリアアップを推進している。また、キャリア形成・リスティング推進事業等を通じてキャリアコンサルティング機会の充実に取り組んでいる。さらに、公的職業訓練について、地域における産業の動向やニーズを踏まえて訓練の内容を見直し、必要な訓練を実施している。【厚生労働省】
- ⑤ 正規雇用労働者と短時間労働者・有期雇用労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行っている。【厚生労働省】

イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進

- ① 有期契約労働者について、労働契約法（平成19年法律第128号）に規定されている無期労働契約への転換（無期転換ルール）等の更なる周知徹底を図っている。【厚生労働省】
- ② 派遣労働者について、労働者派遣法に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との不合理な待遇差の解消を図るとともに、正規雇用労働者化を含むキャリアアップの支援や派遣労働者に対する雇用安定措置等を通じた一層の雇用の安定と保護等を図っている。【厚生労働省】
- ③ 非正規雇用労働者の産前産後休業、育児休業、産後パパ育休及び介護休業の法制度の内容について、非正規雇用労働者及び事業主に対する周知・徹底を行うとともに、利用環境の改善を図っている。【厚生労働省】
- ④ 令和6（2024）年10月に、短時間労働者への被用者保険の適用に係る企業規模要件を101人以

上から51人以上に引き下げた。【厚生労働省】

- ⑤ 非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を促進するため、勤務地等が限定された「多様な正社員」制度の導入を支援している。【厚生労働省】
- ⑥ 令和6（2024）年12月に国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第79号）が成立し、国の行政機関で働く職員（非常勤職員を含む。）の育児時間制度について、新たな選択肢（1年につき人事院規則で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態）を追加するとともに、非常勤職員が養育する子の年齢を「小学校就学の始期に達するまで」に引き上げたほか、育児休業や介護休暇等の制度の周知・普及を図っている。

人事院では、令和3（2021）年度に措置された不妊治療のための休暇（出生サポート休暇）等を含めた両立支援制度が広く活用されるよう、職員向けのリーフレットや管理職向けの研修教材の提供等により周知啓発や各府省に対する支援・指導に取り組んだ。また、人事院では、令和6（2024）年12月に、子の看護休暇の対象となる子の範囲・取得事由の拡大、子の看護休暇等の対象となる非常勤職員の要件の緩和及び私傷病の休暇の有給化等をするための改正人事院規則等を公布・発出（令和7（2025）年4月施行）した。

総務省では、会計年度任用職員制度について、令和6（2024）年4月1日時点の施行状況に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、同年12月に、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処するなど、制度の適切な運用について助言を行った。地方公共団体で働く会計年度任用職員の休暇・休業については、国家公務員と同様の制度整備が行われ、職員への周知及び制度の活用が図られるよう、各地方公共団体の取組を促しており、各団体に対し必要な助言を行っている。（再掲）

【内閣官房、総務省、（人事院）】

第5節

再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援

ア 再就職等に向けた支援

- ① 職業訓練や職業紹介等を実施し、子育て・介護等との両立や仕事から一定期間離れた者に配慮した多様な再就職等の支援を推進している。公的職業訓練においては、育児等により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象としたeラーニングコース、子育て中の女性が受講しやすい託児サービス付きの訓練コース等の設定を実施している。【厚生労働省】
- ② 再就職希望者を含む社会人等の就労、スキルアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるためのリカレント教育を推進し、学び直し等の充実を図っている。多様な年代の女性の社会参画を支援するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識の醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性のチャレンジを総合的に支援するモデルの開発を行った。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

イ 起業に向けた支援等

- ① 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施している。(再掲)【経済産業省】
- ② 経済産業省では、スタートアップの起業家に占める女性の割合は少なく、女性起業家特有の課題も存在することから、女性起業家支援を総合的に推進するため、令和5(2023)年5月に公表した「女性起業家支援パッケージ」に基づき、令和2(2020)年12月に設立した「わたしの起業応援団」を地域ごとに一貫して支援が行える体制に拡充し、女性起業家の支援プログラム等を行った。

内閣府では、関係団体と連携して地方公共団体が行う女性起業家育成の取組を、地域女性活躍推進交付金を通じて支援している。(再掲)【内閣府、経済産業省】

- ③ 意欲ある女性の起業を促進するため、三原じゅん子内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が、地

域で活躍する女性起業家と女性の起業に向けた支援策等について意見交換を行う「地域で輝く女性起業家サロン」を各地で開催した。(再掲)【内閣府】

- ④ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を引き続き推進している。また、その活用事例を展開している。加えて、地方を含めた後継者の活躍を後押しするピッチイベントを地方6ブロックにおいて開催し、事業承継がビジネスチャンスという気運醸成を図っている。(再掲)【経済産業省】

ウ 雇用によらない働き方等における就業環境の整備

- ① 商工業等の自営業も含む小規模事業者の実態の把握及び課題抽出に努めている。【経済産業省】
- ② 家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図っている。【厚生労働省】
- ③ 個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。)の令和6(2024)年11月1日の円滑な施行に向け、周知・広報に取り組むとともに、関係する政省令等の整備や執行体制の充実など、必要な準備を進めた。内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の連名で策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても、本法の施行に伴い形式的な改定を行った上で、引き続き周知・活用を図っている。

また、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、ワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)において、相談体制の拡充やトラブル解決機能の向上により、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行っている。

さらに、労働者災害補償保険の特別加入制度について、フリーランス・事業者間取引適正化等法

第2条第1項に規定する特定受託事業者が行う事業（他に特別加入可能な事業又は作業は含まない。）を新たに特別加入の対象とする省令改正を

行った（令和6（2024）年11月施行）。【内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省】

第3分野

地域における男女共同参画の推進

第1節

地方創生のために重要な女性の活躍推進

ア 地方の企業における女性の参画拡大

- ① 女性の管理職・役員の育成など女性の参画拡大の推進、地方公共団体の経済部局や商工会議所等と連携・協働しつつ実施する女性デジタル人材・起業家の育成、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援など、地方公共団体が、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援している。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、各地方公共団体の状況に応じて、自主財源の確保を働きかけている。【内閣府】
- ② 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業や、デジタル技術の仕事への活用を目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援した。【内閣官房、内閣府】
- ③ 女性や若者等の移住・定着の推進に資する地域を支える企業等への就業と移住や、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とする起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組等についてデジタル田園都市国家構想交付金を活用して支援

した。【内閣官房、内閣府】

- ④ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進している。また、その活用事例を展開している。加えて、地方を含めた後継者の活躍を後押しするピッチイベントを地方6ブロックにおいて開催し、事業承継がビジネスチャンスという気運醸成を図っている。（再掲）【経済産業省】
- ⑤ 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」では、令和7（2025）年3月に、会の参加者が集まるミーティングを開催した。また、令和6（2024）年8月に北海道、11月に高知県、令和7（2025）年2月に福井県にて地域シンポジウムを開催し、首長、企業経営者等に対し会への参加を呼び掛けた。その他、参加者の好事例を掲載した冊子をホームページに掲載し、女性活躍に関する取組を共有するとともに、会の周知を行った。（再掲）【内閣府】
- ⑥ 女性活躍推進に向けて一般事業主が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進している。また、男女の賃金の差異の要因分析・雇用管理改善の促進の重要性について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、企業向けの説明会の開催やコンサルティングの実施により、女性活躍推進のための取組を行う企業を個別支援している。（再掲）【厚生労働省】
- ⑦ 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国、独立行政法人等が総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行う際は、女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に

基づく認定を取得した企業等を加点点評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図っている。また、加点点評価の取組が努力義務となっている地方公共団体においても、国に準じた取組が進むよう働きかけを行っている。

（再掲）【内閣府、厚生労働省】

- ⑧ 役員候補者となり得る女性人材のデータベース「女性リーダー人材バンク」について、令和4（2022）年度に実施した利用者増加に向けたアンケート調査結果等を踏まえ、改善に向けた取組の検討を行っている。（再掲）【内閣府】
- ⑨ 建設産業、海運業、自動車運送事業等（トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士）の女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進している。（再掲）【厚生労働省、国土交通省】
- ⑩ 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施している。（再掲）【経済産業省】
- ⑪ 経済産業省では、スタートアップの起業家に占める女性の割合は少なく、女性起業家特有の課題も存在することから、女性起業家支援を総合的に推進するため、令和5（2023）年5月に公表した「女性起業家支援パッケージ」に基づき、令和2（2020）年12月に設立した「わたしの起業応援団」を地域ごとに一貫して支援が行える体制に拡充し、女性起業家の支援プログラム等を行った。

内閣府では、関係団体と連携して地方公共団体が行う女性起業家育成の取組を、地域女性活躍推進交付金を通じて支援している。（再掲）【内閣府、経済産業省】

- ⑫ 意欲ある女性の起業を促進するため、三原じゅん子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、地域で活躍する女性起業家と女性の起業に向けた支援策等について意見交換を行う「地域で輝く女性起業家サロン」を各地で開催した。（再掲）【内閣府】

イ 地方における多様で柔軟な働き方の実現

- ① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者及び傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行っている。（再掲）【厚生労働省】
- ② 多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進している。
 - ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援している。加えて、労働者の柔軟な働き方に取り組む事業主が活用できる措置導入・運用マニュアルの作成等により、制度の周知・理解促進を図っている。（再掲）【厚生労働省】
 - ・ 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進及び中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進した。（再掲）【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
 - ・ 育児休業中の代替要員の確保や業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を推進するとともに、地域の中核企業を始めとした中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・活用等を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のためのセミナー・マッチング等を実施している。（再掲）【厚生労働省、経済産業省】

ウ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 地方議会において女性を含めた若年層の政治意識を高める主権者教育やより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備に資するよう、「地方議会活性化シンポジウム2024」において、議会運営におけるデジタル技術の活用や子育てと議員活動との両立、障害当事者議員への合理的配慮等、各議会等の幅広い取組事例の共有を行った。また、候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な

取組について情報提供を行っている。(再掲)【総務省】

- ② 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体・地方議会における両立支援状況を始めとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進を行っている。(再掲)【内閣府】
- ③ 令和5(2023)年度に実施した地方議会調査の結果を踏まえ、地方議会における女性の政治参画に資する先進的な取組事例について、地方公共団体等への横展開を図るため、三議長会及び地方公共団体に事例集を配布するとともに、その活用を促した。(再掲)【内閣府】
- ④ 政治分野における男女共同参画推進法に基づき、女性の政治参画への障壁等に関する調査を行った。(再掲)【内閣府】
- ⑤ 「第5次男女共同参画基本計画」の中間年フォローアップの結果を踏まえ、地方公共団体における女性職員の採用・登用を推進するため、女性職員の採用・登用拡大に向けた目標やその達成方法について、次世代法又は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画等に盛り込むなど、更なる取組の強化を図るよう、地方公共団体に要請した。(再掲)【内閣府、こども家庭庁、総務省】
- ⑥ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、各団体の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での「見える化」を行っている。また、各団体において「職員の男女の給与の差異」の令和5(2023)年度実績について適切に情報公表が行われるよう公表方法について周知するとともに、各団体の公表内容を取りまとめ、一覧性・検索性を確保したサイトの整備を通じて、「見える化」を図った。【内閣府、総務省】
- ⑦ 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標及びこれを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員

への女性の参画を促進している。(再掲)【内閣府、関係省庁】

エ 地域に根強い固定的な性別役割分担意識等の解消

- ① 固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等について、気付きの機会を提供し解消の一助とするため、これまでの調査研究やチェックシート・事例集、普及啓発動画等に基づき、地方公共団体や経済団体等を対象としたワークショップを開催した。また、新たな課題として「オールド・ボーイズ・ネットワーク」の存在についての情報発信や普及啓発動画の制作を行うとともに、ワークショップの中でも課題として取り扱った。【内閣府】
- ② 「男女共同参画週間」(毎年6月23日から同月29日まで)において地方公共団体が実施する行事を取りまとめホームページに掲載することや、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において地方公共団体や関係機関・団体と連携することにより、男女共同参画に関する意識の浸透を図った。【内閣府】

第2節

農林水産業における男女共同参画の推進

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

- ① 地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを推進している。また、女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画の策定等が義務となっている事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請している。また、全国約4,000か所の地方公共団体、農林水産団体等に対して、女性の登用促進や具体的な目標の設定等についての働きかけを行ったほか、農業委員会や農業協同組合における目標設定

状況等についての調査・公表を行っている。【内閣府、厚生労働省、農林水産省】

- ② 地域の農業を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者の育成に取り組む29道府県を支援した。また、令和6（2024）年度から幅広い視野と高い経営力を有し、地域内外で活躍できる女性リーダーの育成を目的とし、全国の女性農業者22人を対象に実践型研修を支援している。【農林水産省】
- ③ 女性が役員の過半を占める農業法人等が事業を実施する場合に貸付限度額を引き上げる特例措置を設けた融資を活用して、役員等への女性登用を促進するため、対象となる資金の内容をホームページに掲載し幅広く周知している。【農林水産省】
- ④ 女性グループの形成やその取組を女性が変わる未来の農業推進事業等で34地区を支援するとともに、好事例を展開している。また、女性農業者のグループ間ネットワークづくりを推進している。【農林水産省】
- ⑤ 地域計画（これまでの人・農地プランを基礎として、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに農用地等を表示した目標地図などを明確化し、公表したもの。）の策定及び実践における女性農業者の参画を推進している。【農林水産省】
- ⑥ 林業における女性の活躍を促進するため、森林資源を活用した起業や既存事業の拡張の意思がある女性を対象に、地域で事業を創出するための対話型の講座を実施する取組等を支援している。【農林水産省】
- ⑦ 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図っている。【農林水産省】

イ 女性が能力を発揮できる環境整備

- ① 認定農業者制度における農業経営改善計画申請の際に夫婦などによる共同申請や女性の活躍推進に向け補助事業等の活用を通じて、女性の農業経

営への参画を推進している。【農林水産省】

- ② 「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農林水産業者が活動しやすい環境を作っている。【農林水産省】
- ③ 家族経営協定の締結による就業条件の整備を推進している。また、家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進するため、対象となる資金の内容をホームページに掲載し幅広く周知している。【農林水産省】
- ④ 女性が農山漁村で生き生きと活躍できる環境づくりに資することを目的に、農林水産業及び農山漁村の活性化、次世代リーダーとなり得る若手女性の農林水産業への参入等、女性活躍推進のための優れた取組を19件表彰している。【農林水産省】
- ⑤ 女性グループが行う漁業生産活動に対する融資の活用を推進することにより、女性が行う水産業に関連する経営や起業等を支援している。【農林水産省】
- ⑥ 女性の就農希望者等に対し、就農相談会の実施（3回）、農業法人による会社説明会の実施（3回）や就農促進PR活動、女性農業者による学生への出前授業の実施（3回）等を通じて、農業への理解を促進し、円滑な就農を支援している。【農林水産省】
- ⑦ 女性農業者への農業者年金のPRを積極的に実施することにより、令和6（2024）年度に831人の新規加入を得ている。【農林水産省】
- ⑧ 労働時間の管理、休日・休憩の確保等、就労条件改善の取組を推進するため、労働力確保体制強化事業において13地区（146経営体）を支援した。また、更衣室や男女別トイレの整備等を働きやすい環境づくり緊急対策のうち女性の労働環境整備・活躍強化事業において28地区（39経営体）を支援し、女性が働きやすい環境づくりを推進しているほか、農林水産業で働く女性にとっても扱いやすく、かつ高性能な機械の開発や普及など、スマート農林水産業の推進を行っている。【農林水産省】
- ⑨ 女性農業者の育児と農作業のサポート活動を支援している。【農林水産省】
- ⑩ 女性の参画による農山漁村が持つ地域資源を活

用した地域の活動計画づくり等を促進し、また、令和6（2024）年度も農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を30件選定し、女性が活躍する事例を含め、全国へ発信を行っている。【農林水産省】

第3節

地域活動における男女共同参画の推進

- ① P T A、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図っている。

内閣府では、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、地方公共団体が地域の実情に応じて行う、女

性防災リーダー等を育成する取組などを、地域女性活躍推進交付金により支援している。また、地域における男女共同参画促進を支援するため、地方公共団体の求めに応じて、アドバイザーを派遣している。【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】

- ② 学校・保育所の保護者会（P T A等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女共に多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図っている。

内閣府では、地方公共団体が行う自治会を始めとする地域活動への女性参画を促進する取組などを、地域女性活躍推進交付金により支援している。【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】

第4

分野

科学技術・学術における男女共同参画の推進³

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画拡大

ア 科学技術・学術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上

- ① 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が義務となっている事業主（大学を含む。）については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、研究職や技術職として研究開発の分野で指導的地位に占める割合を高める等、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請している。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ② 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）における数値目

標を踏まえ、科学技術・学術分野における女性の新規採用・登用に関する数値目標の達成に向けて、各主体（大学、研究機関、学術団体、企業等）が自主的に採用・登用に関する目標を設定し、その目標及び推進状況を公表するよう要請している。【内閣府、文部科学省、関係省庁】

- ③ 男女共同参画会議、総合科学技術・イノベーション会議及び日本学術会議の連携を強化するとともに、「統合イノベーション戦略2024」（令和6年6月4日閣議決定）において、男女共同参画及び女性活躍促進の視点を踏まえた具体的な取組を明記した。【内閣府】
- ④ 国が関与する科学技術プロジェクト等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を推進するなど、科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を促している。【内閣府、文部科学省】

³ 国立大学や私立大学などの教育研究機関は、第2分野の「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」に記載されている施策の対象となる。例えば、労働基準法、育児・介護休業法、次世代法、女性活躍推進法などの法律の適用対象である。

- ⑤ 日本学術会議において、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査等を行った。【内閣府】
- ⑥ 研究者・技術者、研究補助者等に係る男女別の実態を把握するとともに統計データを収集・整備し、分野等による差異、経年変化を分析した。
【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】

イ 科学技術・学術分野における女性人材の育成等

- ① 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性研究者・技術者の採用及び登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について、大学、研究機関、学術団体、企業等への普及を図っている。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ② 女性研究者・技術者の就業継続や研究力の向上に向けた女性研究者・技術者のネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ロールモデル情報の提供、定期的な研修や相談窓口の活用、各種ハラスメントのない職場環境の整備等を促進している。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ③ 大学、研究機関、学術団体、企業等の経営層や管理職が多様な人材をいかした経営の重要性を理解し、女性研究者・技術者の活躍推進に積極的に取り組むよう、男女共同参画に関する研修等による意識改革を促進している。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ④ 男女双方に対する研究と出産・育児・介護等との両立支援、女性研究者の研究力向上及びリーダー経験の機会の付与、博士後期課程へ進学する女子学生への支援の充実等を一体的に推進する、ダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援している。【文部科学省】

第2節

男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進

- ① 体格や身体の構造と機能の違いなど、性差等を考慮した研究・技術開発の実施が促進されるよう、事業の性格等に応じて性差を考慮して実施す

べき旨を各事業の公募要領等に記載する等の取組を推進している。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】

- ② 国が関与する公募型の大型研究はもとより競争的研究費について、採択条件に、事業の特性も踏まえつつ、男女共同参画の視点の有無と取組状況を評価するよう、競争的研究費に関する関係府省申合せを踏まえた取組を推進している。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ③ 国が関与する競争的研究費において、事業の特性も踏まえつつ、採択条件に、出産・育児・介護等に配慮した取組を評価するよう、競争的研究費に関する関係府省申合せを踏まえた取組を推進している。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ④ 研究期間中にライフイベントの発生が予想される優秀な女性研究者が安心して研究者代表として応募できるよう、研究中断後の研究再開を認める等の旨を各事業の公募要領等に記載する等の取組を推進している。【内閣府、文部科学省、関係省庁】

第3節

男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備

ア 研究活動と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備

- ① 大学、研究機関、企業等において、男女の研究者・技術者が仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の確立、キャリアプランや育児・介護等に関する総合相談窓口の設置など保育・介護サービスや病児・夜間保育の確保等を促進している。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
- ② 出産・育児等のライフイベントと研究との両立や女性研究者の研究力の向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業」を実施している。【文部科学省】

- ③ 出産・育児・介護等により研究から一時的に離脱せざるを得ない場合において、研究期間中の研究中断・中断後の研究再開を継続できるよう、研究期間の中断や延長、中断中の代行者や研究支援者の登用等により研究を継続できる旨を各事業の公募要領等に記載する等の取組を推進している。

【内閣府、文部科学省、関係省庁】

- ④ 出産・育児・介護等により研究から一時的に離脱した者に対して不利な取扱いを受けることのないよう、若手研究者向け支援事業の応募要件における年齢制限等において、ライフイベントの期間を考慮する旨を各事業の公募要領等に記載する等の取組を推進している。【内閣府、文部科学省、関係省庁】

- ⑤ 独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員（RPD）事業」では、博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して大学等の研究機関で研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援している。【文部科学省】

イ 大学や研究機関におけるアカデミックハラスメントの防止

- ① 大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行っている。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促している。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進している。

【文部科学省】

第4節

女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

ア 次代を担う理工系女性人材の育成

- ① 学校現場において生成AIを利活用する際の参考資料となるよう「初等中等教育段階における生

成AIの利活用に関するガイドライン」を改訂するとともに、学校現場での利活用を行う「生成AIパイロット校」を66校指定している。Society 5.0の実現に向けてAIやIoT等のIT分野の教育を強化するべく、オンラインシンポジウム「進路で人生どう変わる？理系で広がる私の未来2024」等を実施した。取組が可能になった地方公共団体・学校から、生成AIの適切な活用や高度なプログラミング教育、デジタルものづくりなどを実施し、先進事例を創出している。【内閣府、デジタル庁、文部科学省、経済産業省】

- ② 文理融合基礎枠の新設等を含むスーパーサイエンスハイスクールの充実や高等学校における理数系教育の強化を通じて、女子生徒の科学技術への関心を高めている。【文部科学省】

- ③ ウェブサイト「理工チャレンジ（リコチャレ）～女子中高生・女子学生の理工系分野への選択～」において、理工系分野における好事例やロールモデルの紹介等を通じ、理工系女性人材の育成について、企業・大学・学術団体等による取組を促進している。【内閣府】

- ④ 国立大学における、女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等を学長のマネジメント実績として評価し、運営費交付金の配分に反映した。また、私立大学等経常費補助金において、女性研究者を始め子育て世代の研究者を支援することとしており、柔軟な勤務体制の構築等、女性研究者への支援を行う私立大学等の取組を支援した。【文部科学省】

- ⑤ 119団体、228イベント、6,900名以上の生徒等が参加した「夏のリコチャレ」、110団体、145名が参加した理工チャレンジの取組や理工系女子応援ネットワーク会議を通して、関係府省や経済界、学界、民間団体等産学官から成る支援体制等を活用した、地域における意識啓発や情報発信等を実施し、地域の未来を担う理工系女性人材の育成や地方定着につながる取組を促進した。また、17地域にSTEM Girls Ambassadorsを派遣するとともに、5地域において、若手理工系人材による出前授業を実施し、各地域の理工系進路選択の契機となる機会を創出した。【内閣府】

- ⑥ 海洋人材の育成に当たっては、国立大学等が保

有する船舶において、女性に配慮した環境整備を促進している。【文部科学省】

- ⑦ 大学・高専機能強化支援事業を通じて、女子学生を含む多様な入学生の確保等に取り組む大学・高専の成長分野への学部再編等を支援している。

【文部科学省】

- ⑧ 大学入学者選抜実施要項や教学マネジメント指針（追補）、好事例集の周知により、理工系の女子などを対象にした入学者の多様性を確保する選抜の促進を図っている。【文部科学省】

イ 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進

- ① 大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の

下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促す取組を推進した。また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭に取り組んだ。また、各地域の大学・高専において理工系分野の体験機会の提供の参考となるよう、ロールモデルによる授業等を含む具体的な実施内容や実施手順の事例を示した「理工チャレンジプログラム（モデル）」の作成を進めている。【内閣府、文部科学省】

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ① 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日から同月25日までの2週間）を全国的な運動として行った。令和6（2024）年度の運動においては、「DVや性暴力の悩み、受け止めてくれる人がきつという。」を主なメッセージとしたポスター等を作成し、全国の各層に協力を呼び掛けるとともに、ポスターやリーフレットの配布、全国各地のランドマーク等におけるパープル・ライトアップの実施、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの着用の推進等により、広報活動を実施した。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者

ではなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成を図った。【内閣府、法務省、関係省庁】

- ② 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施するとともに、加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図っている。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢の被害者に支援の情報が届きやすいよう広報・啓発を充実させている。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ③ 内閣府では、DV相談プラスを実施して、配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間の電話相談、SNS・メール相談及び外国語での相談の対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、相談員が必要と判断した場合には、関係機関等への同行支援なども行っている。令和5（2023）年度にDV

相談プラスに寄せられた相談件数は、4万4,972件となっている。また、全国共通番号「#8008（はれれば）」から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビを実施している。令和5（2023）年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は12万6,743件となっている。さらに、都道府県等に対する交付金（性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業））により、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行っている。【内閣府、関係省庁】

- ④ 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS等を活用した相談の実施、夜間・休日における相談対応の実施等を推進している。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知を図るとともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施している。さらに、性犯罪・性暴力の夜間の相談や救急対応のため、夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を運営し、性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図っている。令和5（2023）年度にワンストップ支援センターに寄せられた相談件数は、6万9,100件となっている。

厚生労働省では、困難な問題を抱える女性が女性相談支援センターに相談しやすい環境を整えるため、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778（はなそう なやみ）」の運用を開始し、女性の抱える問題や状況に応じた支援を行っている。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省】

- ⑤ 中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、トラウマ・ケアの専門家を育成し、身近な

場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制を構築していくとともに、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループの活動を促進している。

内閣府では、都道府県等に対する交付金により、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行っている。（再掲）【内閣府、警察庁、厚生労働省】

- ⑥ 男性被害者等に対する必要な配慮が図られるよう、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材の提供、ワンストップ支援センター全国ネットワーク会議における取組事例の横展開等により、相談及び支援体制の充実を図っている。【内閣府、関係省庁】

- ⑦ 被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、女性相談支援センター職員、女性相談支援員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めているとともに、関係機関間や職員間の連携を促進している。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者等が安心して相談をし、必要な支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、研修を実施している。

また、配偶者暴力相談支援センターのセンター長、地方公共団体の担当職員及び配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者やその子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、オンライン研修教材を作成し提供している。

【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省、関係省庁】

- ⑧ ケーススタディの手法やオンライン研修教材の活用等により、SNS等を活用した相談を含む、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図っている。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省】

- ⑨ 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図っている。【法務省】
- ⑩ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努めている。【法務省、文部科学省】
- ⑪ 女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、民間シェルター等と警察や福祉などとの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体の活用による支援の充実に努めている。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係省庁】
- ⑫ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施している。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施している。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係省庁】
- ⑬ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づき、包括的な支援体制の構築を進めている。【厚生労働省】
- ⑭ いわゆるホストクラブ等で高額な料金を請求され、その売掛金等の支払のために女性客が売春をさせられたり、各種性風俗店に紹介されたりする事案に対応するため、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締り等を行うとともに、被害を防止するための対策を推進した。それに加えて、接待飲食営業に係る悪質な営業行為の規制等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を、令和7（2025）年3月、第217回国会に提出した。【内閣府、警察庁、厚生労働省、関係省庁】
- ⑮ 重大事件等の発生状況等を踏まえ、被害を防止するための対策を推進している。【警察庁、関係府省】
- ⑯ 内閣府では、平成11（1999）年度から実施している「男女間における暴力に関する調査」について、令和5（2023）年度に実施した調査の結果を関係省庁に共有し、活用している。
- 法務省では、令和5（2023）年度に実施した

犯罪被害実態（暗数）調査の調査結果を分析し、分析結果をホームページで公表した。【内閣府、法務省、関係省庁】

- ⑰ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。令和6（2024）年における「女性の人権ホットライン」で相談に応じた件数は、1万3,371件となっている。【法務省】

第2節

性犯罪・性暴力への対策の推進

- ① 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間を「更なる集中強化期間」として、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化している。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ② 第211回国会（令和5（2023）年）において成立した、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）の趣旨及び内容を踏まえ、その適切な運用に努めるとともに、周知・啓発を図るなど、必要な措置を講じている。
- 【法務省、関係府省】
- ③ 監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力等について、厳正かつ適切な対処に努めるなど、必要な措置を講じている。【こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ④ 内閣府では、平成11（1999）年度から実施している「男女間における暴力に関する調査」について、令和5（2023）年度に実施した調査の結果を関係省庁に共有し、活用している。（再掲）
- 【内閣府、関係省庁】
- ⑤ 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」につい

て国民への更なる周知や性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置推進等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努めている。【警察庁】

⑥ 性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを徹底している。また、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないよう、必要な指導を行っている。告訴についても、被害者の立場に立って、迅速・的確に対応している。【警察庁】

⑦ 性犯罪等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図っている。【警察庁、関係府省】

⑧ 「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」（令和5年3月30日内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省取りまとめ）に基づき、痴漢は重大な性犯罪であるという認識の下、徹底した取締り等による加害者への厳正な対処、被害申告・相談をしやすい環境の整備、痴漢対策等のための防犯アプリの普及や鉄道事業者等と連携した痴漢防止の広報・啓発活動等の取組を関係府省が一体となって実施している。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、国土交通省】

⑨ ワンストップ支援センターについて、都道府県等に対する交付金により、24時間365日対応化や拠点となる病院の環境整備等の促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び支援の質の向上を図っている。

また、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、ワンストップ支援センターの通話料の無料化を継続している。夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの運営、地域での緊急事案への対応体制の整備等、相談につながりやすい体制整備を図ってい

る。さらに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施している。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】

⑩ ワンストップ支援センターと女性相談支援センター・女性相談支援員などとの連携を強化し、機動的な被害者支援の展開を図っている。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進している。さらに、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、支援実態の調査や研修を実施している。【内閣府、警察庁、厚生労働省、関係省庁】

⑪ 被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努めている。被害者の事情聴取の在り方等について、引き続き、精神に障害がある性犯罪被害者に配慮した聴取（代表者聴取）の取組の試行を行うほか、より一層適切なものとなるような取組を検討し、適切に対処している。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努めている。【警察庁、こども家庭庁、法務省、国土交通省】

⑫ 被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施している。また、刑事司法に関係する検察官等に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての研修を実施した。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を提供するとともに、研修を実施している。（再掲）【内閣府、法務省、関係省庁】

⑬ 医療機関における性犯罪被害者の支援体制及び被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係

る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化している。【厚生労働省、関係府省】

- ⑭ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図っている。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者等や民間支援員の活用を促進している。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、ワンストップ支援センターを利用する被害者の医療費・カウンセリング費用の助成をしている。また、性犯罪・性暴力の被害者等に対する診察や支援を行う医師、看護師等の医療関係者等に対する研修を実施するとともに、厚生労働省とも協力し、医療機関の関係者に対してワンストップ支援センターと利用機関との連携等について周知するリーフレットを作成し、その配布等により、医療機関の関係者の理解の促進を図っている。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

- ⑮ 性犯罪・性暴力事件及びその裁判に関する報道において、被害に関する詳細な描写や被害者が特定される情報が深刻な二次被害をもたらすことから、その取扱いの配慮について、メディアへの啓発を行うための必要な検討を行っている。【内閣府、関係省庁】
- ⑯ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努めている。【文部科学省、厚生労働省】
- ⑰ 被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図っている。【厚生労働省】
- ⑱ 関係府省や都道府県警察において、16歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進めている。【警察庁、法務省】
- ⑲ 刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している専門的プログラムの着実な実施や、指導者の育成など、性犯罪者に対する再犯防止対策を進めている。【法務省】

- ⑳ 二次被害防止の観点から被害者支援、捜査及び刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進している。【内閣府、警察庁、法務省、関係省庁】

- ㉑ 性犯罪・性暴力の実態把握に努めるとともに、性暴力等を許さない気運の更なる醸成に向けた予防啓発に努めている。【内閣府、関係省庁】

- ㉒ アダルトビデオ出演被害について、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）の施行後の相談や検挙等の状況を踏まえ、同法の各規定による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、同法の趣旨や出演契約の特則等の周知を進めるとともに、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発の継続的な実施、厳正な取締りの推進等に努めている。【内閣府、警察庁、法務省、関係省庁】

第3節

子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ① 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定。以下「子供の性被害防止プラン2022」という。）、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を着実に実行するとともに、関係省庁が連携して、取り組むべき総合的な対策として、「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」（令和6年4月25日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議）を取りまとめ、子供・若者の性犯罪・性暴力被害への対策の強化を図っている。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】
- ② 学校、児童福祉施設等の子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を

整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等との確に連携するための研修・広報啓発を実施している。あわせて、二次被害の防止及び円滑な専門機関への相談のために、最初に性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある保護者、保育士、教師など子供に関わる大人に対して、初動対応に関する啓発を推進している。【こども家庭庁、法務省、文部科学省】

③ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取（代表者聴取）、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施している。【警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省】

④ 若年女性を対象に、女性相談支援センター等の公的機関と民間支援団体とが密接に連携し、夜間の見回り・声かけ、インターネット上での相談などのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を行っている。【厚生労働省】

⑤ 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進めている。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進している。

内閣府では、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を提供するとともに、研修を実施している。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省】

⑥ 被害児童の負担を軽減しつつ、適正な診断・治療等ができるよう、学術団体を含め、産婦人科医、小児科医等に対する研修を促進している。

【内閣府、こども家庭庁】

⑦ 被害児童の学習や通学など社会生活が妨げられないよう、学校で教職員が相談に乗ったり、関係機関と連携したりするなどの、適切な措置を講じている。【文部科学省】

⑧ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化

し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施している。【警察庁】

⑨ 文部科学省では、令和4（2022）年4月1日から施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）及び同法に基づく基本的な指針を踏まえ、令和5（2023）年4月1日から稼働している特定免許状失効者等に関するデータベースの活用徹底、教育職員等に対する研修・啓発の充実などの予防的取組の推進、事案早期発見のための定期的な調査の実施や相談体制の整備、児童生徒性暴力等に及んだ教員について原則として懲戒免職とするなどの厳正な対処など、教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向け、同法の適切かつ確実な運用を図っている。

こども家庭庁では、令和4（2022）年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく基本的な指針を踏まえ、令和6（2024）年4月1日から稼働している児童生徒等へのわいせつ行為等を行ったことにより保育士登録を取り消された者の情報が記録されたデータベースの活用の徹底、保育士に対する研修・啓発用の動画の作成・普及などを通じた予防的取組の推進等、保育士による児童生徒性暴力等の根絶に向け、同法の適切かつ確実な運用を図っている。【こども家庭庁、文部科学省】

⑩ 子供の性被害防止対策については、関係府省庁が連携して総合的な対策を推進している。【こども家庭庁、法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

⑪ 「子供の性被害防止プラン2022」に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進している。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】

⑫ アダルトビデオ出演被害を含め、若年層の性暴力被害に関し、実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進している。

【内閣府、関係府省庁】

⑬ 毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」

に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した効果的な啓発活動を展開している。【内閣府、関係省庁】

- ⑭ 子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学習、積極的な広報啓発を実施している。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及びその保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図っている。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）に基づき、令和6（2024）年9月9日、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」（以下「第6次青少年インターネット環境整備基本計画」という。）をこども政策推進会議において決定した。

こども家庭庁では、子供がインターネットを上手に、安全に使うスキルを習得するため、青少年の保護者向けのリーフレットを作成し、都道府県等の関係機関に配布するとともに、こども家庭庁ホームページに掲載するなど、子供及びその保護者のメディア・リテラシーの向上に努めている。

また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、関係省庁、地方公共団体、関係団体等の協力を得て、青少年の非行・被害防止のための国民運動を展開した。

総務省は、関係省庁と連携の下、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。具体的には、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での啓発講座（e-ネットキャラバン）や保護者及び教職員向けの上位講座（e-ネットキャラバンPlus）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和6（2024）年度は全国2,167か所で開催）。

また、専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事

例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度から毎年作成・公表し、普及を図っている。

文部科学省では、ネットモラルキャラバン隊を全国3か所で開催し、保護者等を対象に情報モラルやネットとの関わり方、家庭でのルール作り等の啓発を行った。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

- ⑮ 法務省の人権擁護機関では、子供・若者が利用しやすい媒体を活用した人権相談として、LINEからの人権相談（LINEじんけん相談）に加えて、GIGAスクール構想による一人一台端末等からも相談可能なウェブブラウザを介した人権相談（こどもの人権SOSチャット）の運用を開始した。【法務省】

第4節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ① 令和6（2024）年4月から、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大することを始めとする保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化、被害の発生から生活再建に至るまで切れ目ない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みとしての法定協議会などを盛り込んだ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「配偶者暴力防止法改正法」という。）が施行された。配偶者暴力防止法改正法の円滑な運用を図るため、配偶者暴力防止法改正法の概要やQ&A、保護命令制度の改正ポイントに関するパンフレットの周知、配偶者暴力相談支援センター等の地方公共団体関係職員等に対する説明会の実施等の取組を行った。【内閣府、警察庁、法務省】

- ② 配偶者暴力相談支援センターのセンター長、地方公共団体の担当職員及び配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者やその子供に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、オンライン研修教材を作成し提供している。【内閣府】

- ③ DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けた取組を推進している。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省、関係省庁】
- ④ 内閣府では、都道府県等に対する交付金により、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行っている。(再掲)【内閣府、法務省、厚生労働省、関係省庁】
- ⑤ 被害者等のための民間シェルター等が行う先進的な取組の推進、調査研究の実施など、被害者支援の充実を図るとともに、一時保護解除後の被害者等に対する民間シェルター等を通じた自立支援、定着支援等の取組を行っている。【内閣府、厚生労働省】
- ⑥ 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害(二次被害)が生じることのないよう配慮することを徹底している。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】
- ⑦ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしている。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図っている。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】
- ⑧ DV相談プラスを実施して、配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間の電話相談、SNS・メール相談及び外国語での相談の対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、相談員が必要と判断した場合には、関係機関等への同行支援なども行っている。(再掲)【内閣府、厚生労働省】
- ⑨ 二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、現場のニーズに即した研修の実施や相談員の適切な処遇など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進している。【内閣府、厚生労働省】
- ⑩ 被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を

徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進している。

内閣府では、ホームページ、SNS等を通じて、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報の提供を行っている。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

- ⑪ 令和6(2024)年4月から、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大することを始めとする保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化、被害の発生から生活再建に至るまで切れ目ない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みとしての法定協議会などを盛り込んだ、配偶者暴力防止法改正法が施行された。配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行を図るため、配偶者暴力防止法改正法の概要やQ&A、保護命令制度の改正ポイントに関するパンフレットの周知、配偶者暴力相談支援センター等の地方公共団体関係職員等に対する説明会の実施等の取組を行った。(再掲)【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】
- ⑫ 女性相談支援センターにおいて、被害者の安全の確保や心身の健康回復を十分に行うとともに、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施している。また、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設において、被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進している。【厚生労働省】
- ⑬ 被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えたりすることが多いことから、事案に応じて、医師、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行っている。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を促進している。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】
- ⑭ 被害者は複合的な困難を抱えたり生活困窮に陥ったりすることがあるため、配偶者暴力相談支援センター等において、関係機関や民間シェルター等とも連携しつつ、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情

報提供及び助言を行っている。また、事案に応じて当該関係機関や民間シェルター等と連携して対応に当たるなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進している。その際、先進的な取組について共有を図っている。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】

- ⑮ 被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進している。【国土交通省】
- ⑯ 配偶者からの暴力の被害者を含め、生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度の相談窓口（自立相談支援機関）において、住まい、家計、就労などの面から包括的な自立支援を行っている。【内閣府、厚生労働省】
- ⑰ 被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、令和6（2024）年度から、都道府県等への交付金（性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業））の対象を拡大し、令和5（2023）年5月に整理し配布した「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」等を活用した加害者プログラムの実施等に要する経費への補助を行うとともに、交付金を活用した取組事例の情報提供等を行い、各地域における加害者プログラムの実施を推進している。【内閣府、関係省庁】
- ⑱ 配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア、学習支援等の支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進している。【内閣府、こども家庭庁、関係省庁】
- ⑲ 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努めている。

内閣府では、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、交際相手からの暴力に関する相談状況の把握を行っている。【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働

省、関係省庁】

- ⑳ 非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）について、教育・学習及び若年層に対する予防啓発の充実を図っている。【内閣府、文部科学省】

第5節

ストーカー事案への対策の推進

- ① ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進している。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ② 内閣府では、相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象としてオンライン研修教材の提供等を実施している。【内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 内閣府では、都道府県等に対する交付金により、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行っている。（再掲）【内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- ④ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしている。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図っている。（再掲）【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】
- ⑤ ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進している。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進するために、教員等を対象にした情報モラル教育指導者養成セミナーを4回実施した。

総務省は、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにす

るため、インターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。具体的には、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での啓発講座（e-ネットキャラバン）や保護者及び教職員向けの上位講座（e-ネットキャラバン Plus）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和6（2024）年度は全国2,167か所で開催）。

また、専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度から毎年作成・公表し、普及を図っている。（再掲）【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】

- ⑥ ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進している。

【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】

- ⑦ 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る関係機関の連携等、加害者更生に係る取組を推進している。

警察では、令和6（2024）年3月から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく禁止命令等を受けた加害者を対象として、電話連絡や面談による近況等の把握を通じ、その都度、行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者に講ずべき保護措置の見直しを行うなど、被害者の安全の確保をより確実なものとするための取組を推進している。【内閣府、警察庁、法務省、関係省庁】

- ⑧ 被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を実施している。【内閣府、警察庁、厚生労働省、関係省庁】

第6節 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、決してあってはならない行為である。男女雇用機会均等法及びこれに基づく指針について、事業主が講ずべき措置の内容だけでなく、就職活動中の学生等への対応も含めた望ましい取組の内容を含めて周知を行うとともに、非正規雇用労働者を含む労働者からの相談に対応する体制の整備等により、雇用の場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策を推進している。また、労働者がセクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災補償の対象になる場合があることの周知徹底を図っている。【厚生労働省】

- ② 内閣官房内閣人事局では、「国家公務員健康増進等基本計画」（平成3年3月20日内閣総理大臣決定）において、各府省等におけるハラスメントに関する研修の受講必修化等の研修の強化、職員への啓発の推進やハラスメントに関する相談体制の整備について明記しているほか、各府省等が実施する研修の受講者以外を対象とした、セクシュアルハラスメントに関する内容を含んだハラスメント防止に関するeラーニング講習を、約1万人を対象に実施した。

人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）等に基づき、ハラスメントの防止等の対策を講じている。幹部・管理職員を対象としたハラスメント防止研修やハラスメント相談員を対象としたセミナーの実施のほか、「国家公務員ハラスメント防止週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を定め、職員の意識啓発等を図る講演会を開催した。【内閣官房、全府省庁、（人事院）】

- ③ 国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行った。【文部科学省】
- ④ セクシュアルハラスメント被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発の実施を促進している。【文部科学省】
- ⑤ 研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等に

におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、予防のための取組や被害者の精神的ケアのための体制整備を促進している。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討している。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

- ⑥ 性的指向・性自認（性同一性）に関する侮辱的な言動等を含むハラスメントの防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知や企業が職場において活用可能な周知啓発資料の作成等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進している。（再掲）【厚生労働省】

第7節 人身取引対策の推進

- ① 出入国在留管理庁の各種手続等において認知した人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害者等に関する情報や、警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、各国の在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努めている。【内閣官房、警察庁、法務省、関係府省】
- ② 内閣府において多言語で作成した人身取引の被害申告等と呼び掛けるポスター、リーフレット等を配布したり、上陸審査場、外国人向け食材販売店、外国人被害者の主な送出し国の駐日大使館、在外日本大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図っている。【内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、外務省、厚生労働省】
- ③ 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによ

る関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図っている。【内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省】

- ④ 人身取引を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日から同月25日までの2週間）を全国的な運動として行った。（再掲）また、人身取引の現状等について、ポスター・パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努めている。【内閣府、関係省庁】

第8節 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

- ① インターネットの安全・安心な利用のために、関係機関・団体等と連携して、広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進している。

こども家庭庁では、「第6次青少年インターネット環境整備基本計画」に基づき、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、関係省庁、地方公共団体、関係団体等と連携、協力して、青少年が初めて自分のスマートフォン等をする時期でもある卒業・進学・進級の時期に特に重点を置いた啓発活動「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施した。また、地域が自主的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりを実施できるようにするための連携体制を構築することを目的とした「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を各地域において開催した。

総務省は、関係省庁と連携の下、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの

普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。具体的には、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での啓発講座（e-ネットキャラバン）や保護者及び教職員向けの上位講座（e-ネットキャラバンPlus）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和6（2024）年度は全国2,167か所で開催）。

また、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度から毎年作成・公表し、普及を図っている。（再掲）

文部科学省では、ネットモラルキャラバン隊を全国3か所で開催し、保護者等を対象に情報モラルやネットとの関わり方、家庭でのルール作り等の啓発を行った。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省】

- ② リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処している。また、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止を図っているほか、とりわけ若年層に対する教育・学習の充実を図るために、教員等を対象に情報モラル教育指導者養成セミナーを4回開催した。

総務省は、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、インターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。具体的には、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での啓発講座（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催した（令和6（2024）年度は全国2,167か所で開催）。

また、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21（2009）年度から毎年作成・公表し、普及を図っている。これらの施策の中で、自画撮りに関する予防策等を啓発した。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省】

- ③ インターネット上の児童ポルノ画像や人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を盗撮した画像等の流通防止対策を推進している。また、削除されなかった児童ポルノ画像についてインターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進している。【警察庁、総務省、経済産業省】

第9節 売買春への対策の推進

- ① 売買春に関する女性に対しては、様々な支援を必要とすることがあるという観点から関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある困難な問題を抱える女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援などを推進している。【警察庁、厚生労働省】
- ② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化している。【警察庁、法務省】
- ③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図っている。【内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省】

第6分野

男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第1節

貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組

- ① 男女の均等な機会及び待遇の確保の徹底、男女間の賃金差異の解消、女性の就業継続や再就職の支援、職場における各種ハラスメントの防止並びに政府の支援情報を一元的に提供する「女性応援ポータルサイト」の運営により、ワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組を行っている。【内閣府、厚生労働省】
- ② 男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっていることから、公正な待遇が図られた多様な働き方の普及、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を推進している。【厚生労働省】
- ③ 令和6（2024）年10月に、短時間労働者への被用者保険の適用に係る企業規模要件を101人以上から51人以上に引き下げた。（再掲）【厚生労働省】
- ④ 内閣府では、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行っている。（再掲）【内閣府、法務省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁】
- ⑤ 生活困窮者の抱える課題は、経済的困窮を始めとして、就労、病気、住まいの不安定、家庭の課題、家計管理の課題、債務問題など多岐にわたり、かつこうした課題を複数抱えている場合もある。こうした生活困窮者のそれぞれの状況に応じて包括的な支援を行い、その自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく相談支援、就労支援、居住支援、家計改善支援等を行っている。【厚生労働省】

イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

- ① ひとり親家庭の実情に応じ、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施しているとともに、就職又は転職の準備段階から就職先の決定及び就職後のフォローアップまでの一体的な支援等を実施している。また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練や各種雇用関係助成金の活用を推進している。さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親に対する給付金等により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進している。加えて、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、助成金を通じて企業の取組を支援するとともに、マザーズハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供している。【こども家庭庁、厚生労働省】
- ② ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開している。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省】
 - ・ ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯に対し、公営住宅への優先入居、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅の推進、登録住宅の改修、入居者負担の軽減、居住支援等への支援を通じ、住まいの確保を支援している。
 - ・ ひとり親家庭等の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行うことにより生活に困窮する家庭の子供の生活の向上を図っている。
 - ・ 児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けにより経済的な支援を実施する

とともに、支給要件の周知等を図っている。

- ・ デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立できるよう、女性デジタル人材の育成など、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて地方公共団体が行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援している。

- ③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供している。また、ひとり親家庭の相談窓口において、ひとり親家庭が直面する様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整備している。

【こども家庭庁】

- ④ 養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行っている。養育費等相談支援センターや地方公共団体における養育費の相談支援について、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方公共団体の先駆的な取組への支援を実施している。また、養育費の支払確保の手続を利用しやすくするための支援の在り方について、専門的な法律知識を有しない離婚した父母が民事執行手続の申立てに必要な資料（養育費債権の合意文書等）を自ら作成できるようにするため、複数の自治体と協力し実証的な調査研究を行った。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正法による全ての手続が、令和3（2021）年5月から利用可能となったため、引き続き関係機関等への周知をしている。また、資力の乏しい者に対して無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度について、ひとり親が養育費を請求するために利用した場合に償還等免除の要件を緩和するなどのひとり親支援の拡充策を実施するとともに、関係機関等に対する制度の周知に努めている。親子交流など幅広く子の養育に必要な事項について取り決める「子の養育計画」を作成するために必要な支援や情報提供の在り方について、複数の自治体と協力し実証的な調査研究を行った。子供の利益を図る観点から、養育費制度も含めて

父母が離婚した後の子の養育の在り方を見直すことを内容とする民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が第213回国会（令和6（2024）年）において成立した。関係府省庁等連絡会議の設置、改正法の周知広報用のパンフレットやポスター等の配布、改正法の解説動画の公開等、法律の円滑な施行に向けて準備を進めている。【こども家庭庁、法務省】

- ⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進している。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】

- ・ 生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業において、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供とその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整など、世帯全体へのきめ細かで包括的な支援
- ・ 学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図るとともに、地域全体で子供の成長を支える地域学校協働活動を推進
- ・ 高校中退を防止するため高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組の支援等
- ・ 教育費に係る経済的負担の軽減

文部科学省では、家庭の経済事情にかかわらず、子供たちの誰もが、希望する質の高い教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減に向けた取組を行っている。

例えば、初等中等教育段階における取組としては、3歳から5歳までの全ての子供を対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化しているほか、経済的理由による就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、各市町村において行われる学用品費の支給等の就学援助事業のうち一部に対する補助を行い、予算単価の増額など制度の充実を図っている。

後期中等教育段階における取組として、授業料を支援する「高等学校等就学支援金」を支給

しており、令和6（2024）年度においては、令和2（2020）年度に私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒等を対象に支給額を大幅に引き上げた措置及び令和5（2023）年度に制度改正によって新たに創設した家計急変世帯への支援を引き続き着実に実施した。

また、低所得世帯（生活保護受給世帯・住民税非課税世帯）を対象に授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」については、給付額の増額を行った。

さらに、高等教育段階における取組として、低所得世帯に対して、授業料等の減免措置と給付型奨学金の支給を併せて行う「高等教育の修学支援新制度」を実施しており、令和6（2024）年度においては多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生等の中間層（世帯年収600万円程度）へ対象を拡大した。あわせて、日本学生支援機構の貸与型奨学金については、返還期間を延長することにより月々の返還額を減額する制度の見直しを行い、利用可能な年収上限を325万円から400万円等に引き上げるとともに、月々の返還額を最大で4分の1まで減額できるようにした。

- ・ 進学に向けたチャレンジを後押しするため、ひとり親家庭等の子供に対し、学校や放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得支援、大学等受験料の支援を含む学習支援等

- ⑥ 「こどもの未来応援基金」を通じた子供に寄り添った活動を実施する民間団体への支援、支援を実施したい民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトである「こどもの未来応援国民運動」を推進している。【こども家庭庁】

ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組

- ① 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実させている。進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えとともに、自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができる教材「キャリア・パスポート」の効果的な活用等を通じて、長期的な視

点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進している。また、大学等におけるキャリア形成支援活動の理解増進や好事例の普及を目的としたイベントを実施した。

【文部科学省】

- ② 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、正社員就職を希望する、安定した就労の経験が少ない若者への支援等を行っている。

【文部科学省、厚生労働省】

- ③ ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等において、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行っている。

文部科学省では、高校中退者等を対象に高校や地域若者サポートステーション、ハローワーク等の地域資源を活用しながら学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援している。

【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

- ④ ヤングケアラーへの支援を強化するため、地方公共団体が行う実態調査や関係機関・団体等職員への研修、コーディネーターの配置やピアサポート等の取組について必要な経費の支援に加え、令和6（2024）年6月に子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）が改正され、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーを明記した。また、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」として集中的な広報・啓発活動などを行った。【こども家庭庁】

第2節

高齢者、障害者、外国人等 が安心して暮らせる環境の 整備

第6分野

男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢期の女性の貧困について、現役期から備えておく観点から、被用者保険の適用拡大等を行うとともに、高齢の方には年金生活者支援給付金制度、医療保険・介護保険における保険料負担軽減措置などを活用し、対応している。また、高齢期に達する以前の女性が老後の生活の備えを十分にできるよう、非正規雇用労働者の処遇改善を進めるなど、あらゆる分野で着実に推進している。
【内閣府、厚生労働省、関係省庁】
- ② 年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置・70歳までの高年齢者就業確保措置の着実・円滑な実施のため、継続雇用延長・定年引上げ等に係る助成金の支給等による事業主への支援等を実施しているほか、生涯現役支援窓口における特に65歳以上の者の再就職支援、シルバー人材センターにおける就業機会の確保や、地域ニーズを踏まえた働く場の創出が持続可能なモデルづくり及び他の地域への展開等を通じた多様な雇用・就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行っている。【厚生労働省】
- ③ 「健康寿命延伸プラン」（令和元年5月29日2040年を展望した社会保障・働き方改革本部取りまとめ）に基づき、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル予防、認知症予防等を中心に取組を推進し、令和22（2040）年までに健康寿命を男女共に3年以上延伸し（平成28（2016）年比）、75歳以上とすることを目指している。【厚生労働省、経済産業省】
- ④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図っている。【厚生労働省、関係府省】
- ⑤ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けられるよう、「認知症施策推進大

綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議取りまとめ）に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進している。また、令和6（2024）年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、令和6（2024）年12月には「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。【厚生労働省、関係府省】

- ⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を促進している。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進している。
【内閣府、警察庁、国土交通省、関係省庁】
- ⑧ 企業等による、高齢者のニーズ及び事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援している。

総務省は、高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対する助成を行った。【総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

- ⑨ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等を踏まえ、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応及び再発防止が図られるよう取組を推進している。【厚生労働省、関係府省】
- ⑩ 消費者安全法（平成21年法律第50号）の「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置等の規定に基づき、地域における高齢者の見守り活動の促進を通じて、悪質商法などによる高齢者の消費者被害の防止を図っている。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、高齢者の悪質商法被害や商品等に係る事故に関する注意情報、相談機関の情報等について、報道機関への情報提供や、高齢者やその周りの人々にメールマガジンや同センターホームページで伝える「見守

り新鮮情報」の発行等、多様な手段を用いて周知を図っている。【消費者庁、関係府省】

- ⑪ 上記のほか、「高齢社会対策大綱」（令和6年9月13日閣議決定）に基づき必要な取組を推進している。【内閣府、関係省庁】

イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）が令和6（2024）年4月から施行され、合理的配慮の提供（社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供）が、事業者にも義務付けられた。これを踏まえ、内閣府においては、同法の周知を行ったほか、事業者向けの説明会や地方公共団体の職員等を対象としたブロック説明会を行い、合理的配慮の提供に当たっての性別・年齢への配慮について周知した。また、障害のある女性は、合理的配慮の提供を申し出る場面等において機会が均等に得られなかったり、不当な差別的取扱いを受けやすかったりする可能性があること等についても、講演などにおいて周知した。

【内閣府、関係省庁】

- ② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進めている。【厚生労働省、関係府省】
- ③ 消費者安全法の「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置等の規定に基づき、地域における障害者の見守り活動の促進を通じて、悪質商法などによる障害者の消費者被害の防止を図っている。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口等の情報提供を行っている。また、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「くらしの豆知識」の発行に当たっては、カラーユニバーサルデザイン認証を取得したほか、デジタル版（デジタル録音図書）を作成し、全国の消費生活センター、消費者団体、全国の点字図書館等に配布するとともに、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにも登録している。

【消費者庁、関係府省】

- ④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築

物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進している。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係省庁】

- ⑤ 障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、自立生活援助、就労定着支援などの障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の地域における生活を総合的に支援している。【厚生労働省】
- ⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や「障害者雇用対策基本方針」（令和5年厚生労働省告示第126号）等を踏まえ、段階的な法定雇用率の引上げを見据えた就労支援を行った。【厚生労働省】
- ⑦ 令和6（2024）年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、同月26日には、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部を設置した。子育てをしている障害者や障害のある女性を含む障害当事者の方々から意見聴取を重ねつつ検討を進め、優生思想及び障害者に対する偏見や差別の根絶に向けて政府全体で取り組むべき事項を取りまとめた「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を同年12月27日に決定した。計画においては障害者施策の検討及び評価に当たってはジェンダーの視点も取り入れ、障害のある女性の参画拡大に取り組むこととした。
- 【内閣府、関係省庁】
- ⑧ 上記のほか、「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月14日閣議決定）に基づき、自立した生活の支援・意思決定支援、保健・医療、防災・防犯等の分野における施策を総合的に推進している。この計画には、障害のある女性は、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する旨を記載しており、また、実態調査等を通じて、障害者の状況等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、性別等の観点に留意しつつ、その充実を図ることとしている。【内閣府、外務省、関係省庁】

ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた共生施策を総合的に推進している。【こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省】

- ・ 日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手續・法令・制度等についての多言語での情報提供、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、学校での日本語指導を始めとした外国人の子供への支援等を進めている。
- ・ 外国人が抱える様々な課題を的確に把握するために、専門家の意見等を踏まえつつ、在留外国人に対する基礎調査を実施するとともに、地方公共団体や外国人支援団体等幅広い関係者から意見を聴取し、共生施策の企画・立案に当たって活用することにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる環境整備を進めている。
- ・ 外国人居住の実情を踏まえつつ、行政情報や相談窓口の周知など、外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進めている。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、更なる連携を強化している。
- ・ 外国人受入環境整備交付金等により、地方公共団体による多言語での情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を支援している。また、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援について、利用状況を踏まえ、引き続き、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について検討している。

② 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、人身取引及び配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援している。【厚生労働省】

③ 「人身取引対策行動計画2022」（令和4年12月

20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいる。【内閣官房、関係府省】

④ 法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談に対応するため、全国の法務局に「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による相談に応じるなどしている。

また、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設けており、電話・インターネットでも10言語による人権相談を受け付けている。【法務省】

エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

① 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等についても、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進めている。

また、法務局の人権相談窓口を相談者が幅広く安心して利用できるよう、研修等を通じた相談員の専門性の向上、相談窓口の周知・広報を行うなど、人権相談体制の充実を図っている。

さらに、学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備するとともに、性的指向・性自認（性同一性）についての記載を盛り込んだ生徒指導提要等の周知を進めている。

その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進めている。【内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

② 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして相談体制のより一層の充実を図っている。（再掲）【法務省】

第1節

生涯にわたる男女の健康の
包括的な支援ア 包括的な健康支援のための体制の
構築

- ① 女性の身体的・精神的な健康及び女性医療に関する調査・研究を進めるとともに、女性医療に関する普及啓発、医療体制整備、女性の健康を脅かす社会的問題の解決を含めた包括的な健康支援施策を推進している。【こども家庭庁、厚生労働省】
- ② 年代に応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行った。女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講じ、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備している。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的・総合的に提供する体制の整備（例：女性の専門外来、総合診療を行う医療体制の整備）、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、女性自立支援施設等との連携）等を推進している。【内閣府、厚生労働省】
- ④ 女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行うとともに、月経関連疾患や更年期障害に対処するための医療者の関与の効果を検証するなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進している。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討している。
あわせて、子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行っている。
また、がんを始めとする疾患についても、治療と仕事を両立できる環境の整備を推進している。

【こども家庭庁、厚生労働省】

- ⑤ 予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討している。なお、緊急避妊薬を必要とする女性には、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力が背景にある場合もあることから、令和6（2024）年度も試行的に実施した「緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業」においては、薬局とワンストップ支援センターや近隣の医療機関等との連携体制を構築した上で、必要な場合には、薬局から同センター等を紹介するなどの対応を引き続き行っている。また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進している。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化している。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
- ⑥ 女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るとともに、医学・看護学教育における女性医療の視点の導入を促進している。【文部科学省、厚生労働省】
- ⑦ 令和元（2019）年12月に施行された成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）に基づき、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の在り方の検討などを推進している。【こども家庭庁】
- ⑧ 不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策、社会復帰支援施策等及び向精

神薬等の監視・取締りを推進した。【警察庁、法務省、厚生労働省】

- ⑨ 精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講じている。ストレスチェック実施や産業医の配置が義務付けられていない中小事業所で働く労働者の健康確保についても、引き続き、支援施策等を推進する等、対策を講じている。【厚生労働省】
- ⑩ 月経、妊娠・出産、更年期等ライフイベントに起因する望まない離職等を防ぐため、フェムテック企業や医療機関、地方公共団体等が連携して、働く女性に対しフェムテックを活用したサポートサービスを提供する実証事業を実施し、働く女性の就労継続を支援している。さらに、導入を目指す企業等への働きかけや、ユーザーの認知度を高める取組を行うことで、一層のフェムテックの利活用の促進を図っている。【経済産業省】
- ⑪ 経済的な理由等で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である。このため、地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が、女性に寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を支援している。さらに、「生理の貧困」に係る取組の横展開に資するよう、また、生理用品を必要とする女性が必要な情報に基づきアクセスできるよう、各地方公共団体における取組を調査し公表している。【内閣府、厚生労働省】
- ⑫ 令和6（2024）年10月、国立研究開発法人国立成育医療研究センターに、我が国の女性の健康に関する研究の司令塔として、「女性の健康総合センター」を設置し、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信に加えて、女性特有の病態・疾患に関する診療を行う仕組みを構築した。【こども家庭庁、厚生労働省】

イ 妊娠・出産に対する支援

- ① 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診等の保健サービスの推進、出産育児一時金及び産前産後休業期間中の出産手当金、社会保険料免除などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図っている。

また、令和6（2024）年5月から、医療機関等ごとのサービス内容や出産費用の状況などを公表するウェブサイト「出産ナビ」の運用を行っている。【こども家庭庁、厚生労働省】

- ② 不妊治療の保険適用について、引き続き適切に運用している。また、現時点で保険適用の対象となっていない治療についても、先進医療の仕組み等も活用しながら、必要に応じて保険適用を目指している。【こども家庭庁、厚生労働省】
- ③ 不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、性と健康の相談センターの取組の充実を図っている。【こども家庭庁】
- ④ 不妊治療について職場での理解を深め、男女が共に不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備を進めている。

人事院では、令和4（2022）年1月から国家公務員に導入した不妊治療のための「出生サポート休暇」について、休暇を取得したい職員が取得できるよう、職員向けのリーフレットや管理職向けの研修教材の提供等による周知啓発等を行うなど、引き続き不妊治療と両立しやすい職場環境の整備を図っている。

内閣官房内閣人事局では、新任管理職向け研修において、「出生サポート休暇」の周知を行っている。【内閣官房、厚生労働省、（人事院）】

- ⑤ 小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等が将来子供を出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療等に対する経済的支援を含む研究促進事業を引き続き推進している。【厚生労働省】
- ⑥ 性と健康の相談センターなどにおいて、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、専門相談員を配置するなどして相談支援を実施し、市町村や医療機関への同行支援や、学校や地域の関係機関とも連携している。特に、出産前後に配慮を要する場合や、暴力、貧困、孤立、障害等の困難に直面する場合においては、より手厚い支援を行えるようにしている。

また、令和6（2024）年から「妊産婦等生活援助事業」を創設し、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等の支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育

等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行っている。【こども家庭庁、厚生労働省】

- ⑦ 母性健康管理措置について女性労働者等に周知するとともに母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図っている。また、男女雇用機会均等法の履行確保により、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策を推進している。【厚生労働省】
- ⑧ 産後うつの早期発見など出産後の母子に対する適切な心身のケアを行うことができるよう、「こども家庭センター」等の関係機関と連携しつつ、地域の実情に応じ、産後ケア事業の全国展開や産前・産後サポートの実施を通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築している。シングルマザーを始め、出産・育児において、家族・親族の支援を得られにくい女性に対しても、手厚い支援を行えるようにしている。【こども家庭庁】
- ⑨ 産後うつのリスクも踏まえ、いわゆるワンオペ育児による負担の軽減のため、男性の育児参画を促している。公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の整備等を推進しているほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行っている。【こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省】
- ⑩ 妊婦や子育てに温かい社会づくりに向けて、ベビーカーマークの普及促進を図っている。【国土交通省】
- ⑪ 若手産婦人科医の女性割合の増加などに鑑み、医師の働き方改革による、産科医師の労働環境の改善をしつつ、安全で質の高い周産期医療体制の構築のための産科医療機関の集約化・重点化を推進している。【厚生労働省】
- ⑫ 出生前検査に関する制度等の在り方について、NIPT等の出生前検査に関する専門委員会が令和3（2021）年5月に取りまとめた報告書にのっとり、令和6（2024）年3月にNIPTの臨床研究における課題と対応（見解）が取りまとめられた。【こども家庭庁】

- ⑬ 遺伝性疾患や妊娠中の薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望している人に対する相談体制を整備している。【こども家庭庁、厚生労働省】

ウ 年代ごとにおける取組の推進

（ア）学童・思春期

- ① 学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備している。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
- ・ 女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）
 - ・ 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組（プレコンセプションケア）に関する事項
 - ・ 睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、女性の生涯を見通した健康な身体づくりに関する事項
- ② 10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率、出産数等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進している。
- また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防や必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図っている。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】

（イ）成人期

- ① 令和6（2024）年2月に女性特有の健康課題による労働損失等の経済損失が社会全体で年間約3.4兆円⁴と試算されている。約8割の女性が就業

⁴ 何らかの症状があるにもかかわらず対策を取っていない層の人数に、欠勤/パフォーマンス低下割合/離職率等の要素と平均賃金を掛け合わせた。関連する論文や企業による調査等を踏まえて試算（令和5（2023）年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（ヘルスケアサービス市場等に係る調査事業））。

している⁵ことから、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性がセルフケアを行いつつ、仕事に向かう体力・気力を維持できる体制を整備している。また、女性特有の健康課題については男女双方、年代を問わず職場の理解も重要なことから、職場等における女性の健康に関する研修や啓発活動の取組を進めた。その際、科学的に正しい情報を行動科学等の専門的知見も活用して効果的に伝えている。さらに、企業が女性特有の健康課題に積極的に取り組むことができるよう、経済産業省では健康経営に先進的に取り組んでいる企業の好事例集及び女性の健康に関するサービス提供事業者の一覧を作成、健康経営優良法人認定事務局ポータルサイトで公開した。

国が率先して取り組む一環として、内閣府等において新規採用職員や管理職を主な対象に、女性の健康に関するヘルスリテラシー向上に係る研修を実施している。【内閣府、厚生労働省、経済産業省】

② 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図っている。【厚生労働省】

③ 国家公務員及び地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行っている。

内閣官房内閣人事局においては、「国家公務員健康週間」（毎年10月1日から同月7日まで）において、婦人科検診の重要性を含めた女性の健康に関する講演会を、約1,100人を対象に開催することにより、国家公務員の意識啓発を図った。また、eラーニングによる女性特有の健康課題と健康管理に関する研修動画を新たに作成し、各府省等の全ての管理監督職の職員を対象に当該動画を視聴させることにより、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診を促すことの重要性について啓発した。

人事院においては、同週間において、女性職員に対する意識啓発や受診しやすい環境整備を行うよう各府省へ周知することにより取組を推進している。（再掲）【内閣官房、総務省、全府省庁、

（人事院）】

④ HIV／エイズ、梅毒を始めとする性感染症は、次世代の健康にも影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進している。例えば、正しい知識の普及啓発として、ポスター・リーフレット等の作成やSNS等を活用した広報活動を行っている。【厚生労働省】

⑤ 個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行った。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

- ・ 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組（プレコンセプションケア）に関する事項
- ・ 暴力による支配（配偶者等からの暴力、ハラスメントなど）の予防に関する事項
- ・ 睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、次世代に影響を与える行動に関する事項

⑥ 思春期から若年成人期までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する情報の集積や普及啓発を行い、相談体制を整備している。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】

⑦ 喫煙、受動喫煙及び飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなどについて十分な情報提供に努めている。【こども家庭庁、厚生労働省】

（ウ）更年期

① 女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図っている。【厚生労働省】

② 性ホルモンの低下等により、心身に複雑な症状が発生しやすく、また更年期以降に生じやすい疾患の予防が重要で効果的な年代であるため、更年期障害及び更年期を境に発生する健康問題の理解

⁵ 令和6（2024）年における25～44歳の女性人口に占める就業者の割合81.9%（総務省「労働力調査（基本集計）」）。

促進やホルモン補充療法等の治療の普及を含め、包括的な支援に向けた取組を推進している。【厚生労働省】

- ③ 更年期にみられる心身の不調については、個人差があるものの、就業や社会生活等に影響を与えることがあり、職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組、相談体制の構築及び柔軟な働き方を促進した。また、更年期症状と労働生産性との関連性のデータを踏まえた周知啓発を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトにおいて、更年期休暇に係る専用ページを作成し、その導入状況に関する調査結果を踏まえた周知を行っている。【厚生労働省、経済産業省】
- ④ この時期は、更年期以降に発生する疾患やフレイル状態（加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により支援が必要な状態）を予防するために重要な年代であることから、運動や栄養、睡眠などの生活習慣が老年期の健康に及ぼす影響について、老年期の心身の健康に資する総合的な意識啓発に取り組んでいる。また受診率の低い被扶養者への働きかけなど、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組んでいる。【厚生労働省】

（エ）老年期

- ① 我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、口腔機能低下、低栄養、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を実現している。【厚生労働省】
- ② フレイル状態になることが多いことから、フレイル予防対策を実施している。【厚生労働省】

第2節

医療分野における女性の参画拡大

- ① 女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関におけ

る院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を実施・普及している。【こども家庭庁、厚生労働省】

- ② 大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育が利用できず活躍が阻害されることがないように、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育を利用しやすい環境を整備している。また、医師・看護師及び介護従事者の働き方やキャリアパスの特殊性を考慮し、放課後児童クラブや送迎サービスなど付随するニーズを把握し、支援を強化している。【こども家庭庁、経済産業省】
- ③ 育児等により一定期間職場を離れた女性の医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進している。【厚生労働省】
- ④ 女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定等が義務となっている事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、医療の分野で指導的地位に占める割合を高める等、女性医師等を始めとする女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請している。
【内閣府、厚生労働省、関係省庁】
- ⑤ 医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去に努めるとともに、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援している。【文部科学省】
- ⑥ 女性医師が出産や育児又は介護などの制約の有無にかかわらず、その能力を正に評価される環境を整備するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去及びハラスメントの防止、背景にある長時間労働の是正のための医師の働き方改革や主治医制の見直し、管理職へのイクボス研修等キャリア向上への取組を推進している。【厚生労働省】

第3節

スポーツ分野における男女共同参画の推進

- ① 競技団体や部活動等の指導者を目指す女性競技者等を対象に、コーチングのための指導プログラム等を活用した、女性特有の身体的特徴やニーズ、ハラスメント防止等の指導上の配慮事項に関する研修を実施することなどを通じてスポーツ指導者における女性の参画を促進する関係団体の取組を支援している。【文部科学省】
- ② 令和元（2019）年6月にスポーツ庁が決定した「スポーツ団体ガバナンスコード」で設定された女性理事の目標割合（40%）達成に向けて、各中央競技団体における目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事の比率向上に向けた取組の支援等を行った結果、各中央競技団体における女性理事の割合は平均31.7%となり、令和5（2023）年度と比較して約2.5ポイント上昇している。【文部科学省】
- ③ 女性競技者の抱える心身の健康課題に対応した医・科学及び情報サポート体制の確立に向けた取組を推進するとともに、女性競技者や指導者に対する啓発を実施した。【文部科学省】
- ④ 生涯を通じた健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた取組を推進している。【厚生労働省】
- ⑤ 性別、年齢、障害の有無等にかかわらず誰もがスポーツを行う環境の整備として、コンソーシアム加盟団体数の拡大及び自社従業員向けに運動環境を整備するスポーツエールカンパニー認定団体数の拡大を通じて、「Sport in Life」の理念の普及を図るとともに、これまでの取組等に加えて、女性のスポーツ実施促進を図る研究成果をスポーツ庁ホームページで公表し、周知・啓発を行った。【文部科学省】
- ⑥ 地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材の養成・活用について、各地方公共団体等が実施する取組を推進している。【文部科学省】
- ⑦ 女性競技者の出産後の復帰を支援するとともに、競技生活と子育ての両立に向けた環境を整備している。【文部科学省】
- ⑧ 女性競技者に対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向け、資質の高い指導者の養成を行う関係団体の取組を支援している。【文部科学省】
- ⑨ 競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向け、スポーツ団体における誹謗中傷や性的ハラスメント防止に向けた取組状況を調査し、令和6（2024）年7月に当該調査の結果や取組事例、相談窓口等について周知するとともに、より徹底した啓発活動及び法務や心理などの専門家と連携した競技者に生じる個別事案への伴走支援を行うための経費を令和6（2024）年度補正予算において計上した。【文部科学省】

第8分野

防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

第1節

国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

- ① 令和3（2021）年から、災害応急対策のための会議等に内閣府男女共同参画局長を構成員等として追加している。令和6（2024）年8月に設置された令和6年台風第10号特定災害対策本部においても、同局長が本部員に任命された。【内閣府、関係省庁】
- ② 「国土強靱化年次計画2024」、災害対応のための各種要領やマニュアル等において、男女共同参画の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進について記載した。【内閣府】
- ③ 内閣府では、令和6年能登半島地震に係る検証チームや令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを通じて、災害対応に

携わる関係省庁の職員等を対象に、能登半島地震における取組を踏まえて男女共同参画の視点からの災害対応の重要性についての理解促進を図った。【内閣府、総務省、関係省庁】

第2節 地方公共団体の取組促進

ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 内閣府では、各都道府県の地方公共団体職員等を対象とした研修等の様々な機会、都道府県防災会議における女性委員の割合を高めていくことの重要性について知識の醸成を図った。また、令和7（2025）年3月には「男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」の報告会を地方公共団体職員を対象に開催し、防災の意思決定過程や災害対応の現場への女性の参画拡大に向けた取組を促進した。【内閣府、総務省】
- ② 内閣府では、令和4（2022）年に作成した「女性が力を発揮するこれからの地域防災～ノウハウ・活動事例集～」や令和5（2023）年に作成した「防災分野における女性の参画促進～好事例集～」を活用し、市町村防災会議に女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開を行った。【内閣府、総務省】
- ③ 自治体危機管理・防災責任者研修（第1期令和6（2024）年5～6月、第2期令和6（2024）年11～12月）、「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修（シーズン1令和6（2024）年5～7月、第1期令和6（2024）年9～11月、第2期令和6（2024）年12月～令和7（2025）年3月）等の地方公共団体の職員等を対象とした研修において、災害対策本部への女性職員の配置及び構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行った。【内閣府】
- ④ 東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画を始めとした多様な視点をいかすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」（令和7（2025）年

3月末時点で122事例）として公表した。この事例集等も活用しながら、会議等を通じてその普及・浸透を図った。【復興庁】

イ 防災の現場における女性の参画拡大

- ① 内閣府では、令和3（2021）年から継続的に実施している「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況調査において、地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成・修正に当たり、男女共同参画の視点に立った取組の実施の有無や関連項目の記載の有無についても調査し、結果を公表した。また同調査結果を踏まえ、地方公共団体の職員等を対象とした研修等において情報提供や助言等を行った。【内閣府、総務省】
- ② 地方公共団体の職員等を対象とした研修において、避難所運営等への女性の参画、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組及び安全・安心の確保に向けた取組の強化について働きかけを行った。【内閣府】
- ③ 「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」の平常時及び災害時における効果的な運用を促進するために災害発生時には男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組について随時情報を発信した。また、「男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」を通じて男女共同参画センターの災害対応に関する好事例を収集・展開した。【内閣府】
- ④ 地方公共団体の職員を含む防災関係者に対し「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の内容を踏まえた研修を行っている。また、令和6（2024）年2月に地方公共団体の首長や幹部職員、地方防災会議委員を対象に男女共同参画の視点から防災について理解を深めることを目的としたシンポジウムをオンラインで開催し、当該アーカイブ動画の情報を全国防災・危機管理トップセミナー（令和6（2024）年6月、11月）にて周知した。【内閣府、総務省】
- ⑤ 地方公共団体の職員等を対象とした研修等の様々な機会、地方防災会議における女性委員の割合を高めていくことで、多様なニーズに対応し

た備蓄を行いやすくなることなど、女性の参画拡大に向けた取組を促進することの重要性について、周知を図った。【内閣府】

- ⑥ 内閣府では、「男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」を通じて避難所運営への女性の参画等、災害対応における女性防災リーダーの好事例を収集・展開した。【内閣府、総務省】
- ⑦ 災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、地方公共団体の職員等を対象にした研修や実践的学習プログラムの活用等を通じて情報提供や働きかけを行った。

文部科学省では、「実践的な防災教育の手引き」（中学校・高等学校編）に、男女共同参画の視点に立った防災教育の事例を掲載した。【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】

- ⑧ 復興庁では、東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画を始めとした多様な視点をいかすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」(令和7(2025)年3月末時点で122事例)として公表した。この事例集等も活用しながら、会議等を通じてその普及・浸透を図った。(再掲)【内閣府、復興庁】
- ⑨ 消防吏員の女性比率について、令和8(2026)年度当初までに5%に増加させることを全国の消防本部との共通目標として掲げており、消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員の確保、女性消防吏員の職域の拡大等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組むよう引き続き要請するとともに、消防署等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設等(浴室・仮眠室等)の職場環境の整備について支援した。

また、消防吏員を目指す女性の増加を図るため、SNS広告の掲載や採用説明会への参加などのPR広報を実施するとともに、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、女性消防吏員活躍推進支援事業(モデル事業)などの取組を通じた先進的な事例の全国展開に加え、外部講師による管理職員向け研修会を実施するなど、女性消防吏員が0名の消防本部の解消及び数値目標の達成に向

け、女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組を推進した。(再掲)【総務省】

- ⑩ 消防団への女性の積極的な入団を促進するため、女性が活動しやすい環境づくりや、企業・大学と連携した入団促進などの消防団の充実強化につながる地方公共団体の取組を支援するとともに、女性消防団員の交流促進や優良事例の横展開を図るため、全国女性消防団員活性化大会等を開催した。また女性を始め消防団員の確保につながるノウハウを紹介したマニュアルを作成した。さらに、消防団の拠点施設等における女性用トイレや更衣室の設置等を促進した。【総務省】

ウ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用徹底

- ① 内閣府では、地方公共団体の職員等を対象にした研修や実践的学習プログラムの活用等を通じて、継続的に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図った。【内閣府、関係省庁】
- ② 令和6(2024)年7月から9月の大雨・台風及び8月の地震発生直後、地方公共団体の男女共同参画担当部局に対し、各地域の男女共同参画センターとも連携しながら、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく取組を行うよう要請した。【内閣府】
- ③ 令和3(2021)年から「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況のフォローアップ調査を継続的に実施している。令和6(2024)年6月には、更なる「見える化」を図るため、令和5(2023)年の調査結果に基づき、防災分野における女性の参画状況等の「見える化マップ」を公表した。また、「男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」では、地震で被災した地方公共団体における平常時及び災害時のガイドラインを踏まえた男女共同参画の視点からの取組状況についてもアンケート・ヒアリング調査を実施した。【内閣府】
- ④ 令和6(2024)年10月、防災推進国民大会(ぼうさいこくたい)においてワークショップを

開催し、参加した防災士や地域の女性防災リーダー等に対し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」や内閣府が作成した好事例集等について情報共有を行った。【内閣府】

第3節

国際的な防災協力における男女共同参画

- ① 第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）及び国連防災機関（UNDRR）が策定した「仙台ジェンダーアクションプラン（GAP）」等が求める事項等に基づき、国際協力・支援を行った。また、「WPS（女性・平和・安全保障）タスクフォース」等、様々な機会を通じ、令和6年能登半島地震における男女共同参画の視点からの災害対応の取組について内外に発信した。【内閣府、外務省】

第4節

男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進

- ① 審議会等における女性委員の登用を進め、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っている。例えば環境省は、中央環境審議会に置かれ気候変動問題等を所掌とする地球環境部会において構成委員の半数を女性委員としている。【経済産業省、環境省】
- ② 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して取り組んでいる。令和6（2024）年度においては、ナッジ等の行動科学の知見を活用して温室効果ガス排出削減、資源循環、防災対策、生物多様性保全等に資する意識変革や行動変容を促す実証実験を実施する際に、対象者の性別等の属性情報の収集を行った。今後、当該情報の解析を通じて、施策の効果の個人差及び普遍性の解明並びに一人一人に合った働きかけの開発等に役立てることとしている。【環境省】

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた 基盤の整備

第9分野

男女共同参画の視点に立った 各種制度等の整備

第9分野

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第1節

男女共同参画の視点に立っ た各種制度等の見直し

ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討

① 働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制⁶や社会保障制度等について、総合的な取組を進めている。

- ・ 社会保障制度については、令和6（2024）年10月に、短時間労働者への被用者保険の適用に係る企業規模要件を101人以上から51人以上に引き下げた。（再掲）また、「年収の壁」については、社会全体で労働力を確保するとともに、労働者自身も希望どおり働くことのできる環境づくりに向けて、当面の対応として令和5（2023）年10月に開始した「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用拡大に取り組んでいる。【厚生労働省】
- ・ 配偶者の収入要件があるいわゆる配偶者手当については、社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとの指摘があることに鑑み、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、手当見直しの手順をフローチャートで示すほか、各地域で開催するセミナーで見直し促進に向けた働きかけをしている。【厚生労働省】

イ 家族に関する法制の整備等

- ① 現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省庁間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知を行った。【関係府省庁】
- ② 不動産の所有権の登記名義人の氏名に旧姓の併記を可能とする不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第7号）を令和6（2024）年3月1日に公布し、同年4月1日から施行したところであり、その内容をホームページ等で周知している。【法務省】
- ③ 婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるものとされてお

⁶ 配偶者の所得の大きさに応じて、控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、配偶者については、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消している。

り、国民や国会議員による議論が活発にされるよう、法務省ホームページ等において、引き続き、積極的に情報提供を行っている。【法務省、関係府省】

- ④ 各種国家資格等における旧姓使用の現状等に関する調査を実施し、320の国家資格等（総務省平成23（2011）年「資格制度概況調査結果」に基づき整理）のうち、全ての国家資格等（令和6（2024）年5月31日現在）で旧姓使用ができることをホームページ上に公表した。【内閣府】

- ⑤ 夫婦の氏に関する理解を深めるため、ホームページにおいて、婚姻した夫婦が選択した姓（夫の姓・妻の姓）の割合、世論調査の結果等の夫婦の氏に関するデータを掲載し、情報提供を行った。【内閣府】

ウ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- ① 子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子供・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「放課後児童対策パッケージ」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図っている。【子ども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】

- ・ 幼稚園・保育所・認定子ども園を通じた共通の給付や小規模保育への給付、地域の事情に応じた認定子ども園の普及及び地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を着実に実施している。
- ・ 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を推進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保や子育て支援員の活用等を推進している。
- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育や複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育を提供している。
- ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かりや幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実させている。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施や保育

利用に係る支援等により、保護者の経済的負担の軽減等を図っている。

- ・ 放課後等デイサービス等の通所支援や保育所等における障害のある子供の受入れを実施するとともに、マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援している。

- ② 子供の事故防止に関連する関係府省の連携を図り、保護者や教育・保育施設等の関係者の事故防止の意識を高めるための啓発活動、安全に配慮された製品の普及等に関する取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備している。また、「こどもの事故防止週間」を7月15日から同月21日までとし、関係府省が連携して集中的な広報活動を行うなどの取組を実施した。【子ども家庭庁、関係府省】

- ③ 子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進している。【警察庁、子ども家庭庁、文部科学省、国土交通省】

- ④ 安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、生活サービス機能や居住の誘導によるコンパクト・プラス・ネットワークの形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化、全国の「道の駅」における子育て応援施設の整備等を推進している。【国土交通省】

- ⑤ 医療・介護保険制度については、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図っている。その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図っている。【厚生労働省】

- ⑥ 医療・介護の連携の推進や、認知症施策の充実等により、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を着実に進めるとともに、家族の介護負担の軽減を図っている。【厚生労働省】

- ⑦ 男女共に子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、育児・介護休業法の履行確保を図っている。

また、次世代法の周知を行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進している。【厚生労働省】

第2節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

- ① 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動や、人権教育の在り方等についての調査研究を行っている。

【内閣府、法務省、文部科学省、関係省庁】

- ② 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努めている。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の周知に努めている。

【内閣府、法務省、外務省、関係省庁】

- ③ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や法務省の人権擁護機関等を積極的に活用している。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員及び民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握(令和6(2024)年4月1日現在)を行った。

また、法務省の人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、法務局の人権相談窓口や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に対応している。【内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、厚生労働省】

- ④ 法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談に対応するため、全国の法務局に「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による相談に応じるなどしている。

また、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設けており、電話・インターネットでも10言語による人権相談を受け付けている。(再掲)【法務省】

- ⑤ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。令和6(2024)年における「女性の人権ホットライン」で相談に応じた件数は、1万3,371件となっている。(再掲)【法務省】

- ⑥ 行政相談委員に対し、男女共同参画に関する全国会議や研修への参加を呼びかける等、男女共同参画に関する政府の施策についての苦情処理能力の向上等に向けた支援を行った。【総務省】

- ⑦ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図っている。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行っている。【全府省庁】

第1節

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

ア 校長を始めとする教職員への研修の充実

- ① 校長を始めとする教職員や教育委員会が、男女共同参画を推進する模範となり、児童・生徒の教育・学習や学級経営等において男女平等の観点が充実するよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修について、研修内容及びオンラインを含めた実施方法の充実を促している。【文部科学省】
- ② 独立行政法人国立女性教育会館(以下「NWE C」という。)において、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修(オンラインの活用を含む。)を実施している。【文部科学省】

イ 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ① 初等中等教育において、男女共同参画の重要性に関する指導が充実するよう、学習指導要領の趣旨の徹底を図っている。男女共同参画推進連携会議において作成した副教材「みんなで目指す! SDGs×ジェンダー平等」について、各学校や都道府県・男女共同参画センター等での活用を促している。【内閣府、文部科学省】
- ② 子供に身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進している。【文部科学省】
- ③ 子供の教育現場等における固定的な性別役割分

担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に資する取組を行っている。【文部科学省】

- ④ 図書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図っている。【文部科学省】
- ⑤ NWE Cにおいて、関係省庁、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図っている。【文部科学省】
- ⑥ 先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」及び教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教育の普及・推進を図っている。

また、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催した。

【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

ウ 大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進

- ① NWE Cにおいて、教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供を行っている。【文部科学省】
- ② 日本学術会議において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、多角的な調査及び審議を推進した。【内閣府】

エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ① 初等中等教育段階において、総合的なキャリア教育を推進する際に、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスなどの知識や技術の習得が図られるよう、教育委員会を通じて各学校の取組を促している。【文部科学省】
- ② 保護者や進路指導の担当教員等に対し、女性が高等教育を受けることや理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における仕事内容や働き方への理解を促進している。【文部科学省】
- ③ 大学や高等専門学校等における女子生徒を対象としたシンポジウム、出前講座及びキャリア相談会の開催を促進している。【文部科学省】
- ④ 多様な年代の女性の社会参画を支援するため、大学や企業、女性教育関係団体等の9団体が連携し、学び直しを通じて女性のキャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援する取組を促進している。【文部科学省】
- ⑤ 大学入学者選抜において性別を理由とした不公正な取扱いが行われることのないよう、各大学に対し周知徹底を図るとともに、特に医学部医学科入学者選抜に係る入試情報については、引き続き、各大学の男女別の合格率を把握し、公表している。【文部科学省】

第2節

学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請している。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促している。【内閣府、文部科学省】
- ② 女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促している。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 管理職選考について女性が受けやすくなるよ

う、教育委員会における検討を促している。【文部科学省】

- ④ 女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図っている。【文部科学省】
- ⑤ 教職員の男女が共に仕事と育児・介護等の両立を図ることができるよう、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等の働き方改革、男性の育児休業取得促進やマタニティハラスメント防止等の両立支援に取り組むよう教育委員会等に促している。なお、その際、育児・介護休業法、次世代法その他の労働関係法令は学校法人についても適用されることに留意した。【文部科学省】
- ⑥ 学校運営に地域の声を反映するために設置することが努力義務となっている学校運営協議会⁷の委員の構成について、女性の登用を推進するため、教育委員会に対し、男女バランスも留意した上で幅広い人材から選出するよう促している。【文部科学省】
- ⑦ 独立行政法人教職員支援機構が実施する校長・教頭への昇任を希望する教員が参加する各種研修について、「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、研修における女性教職員の参加割合の目標を25%に設定するなど、女性教職員の積極的な参加を引き続き促進した。【文部科学省】
- ⑧ NWE Cにおいて実施してきた女性教員の管理職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施している。【文部科学省】

第3節

国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開

- ① 固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等について、気付きの機会を提供し解消の一助とするため、これまでの調査研究やチェックシート・事例集、普及啓発動画等に基づき、地方公共団体や経済団体等を対象としたワークショップを開催し

⁷ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づく。

た。また、新たな課題として「オールド・ボーイズ・ネットワーク」の存在についての情報発信や普及啓発動画の制作を行うとともに、ワークショップの中でも課題として取り扱った。(再掲)【内閣府】

- ② 幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていくため、政府広報を活用し、情報発信を行った。【内閣府、総務省】
- ③ 「男女共同参画週間」(毎年6月23日から同月29日まで)において地方公共団体が実施する行事を取りまとめホームページに掲載することや、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において地方公共団体や関係機関・団体と連携することにより、男女共同参画に関する意識の浸透を図った。(再掲)【内閣府】
- ④ 家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動として、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施しているキッズデザイン賞において、男女共同参画担当大臣賞及びこども政策担当大臣賞を選定・表彰している。【内閣府、こども家庭庁】
- ⑤ 若い世代が安心して気軽に自らのライフデザインに役立つ様々な情報を収集することができるよう、結婚や子育てなどライフデザインに関する様々な情報を、同世代の共感を得やすい方法で広報・啓発することを検討している。【こども家庭庁】
- ⑥ 全国50か所の行政相談センターの相談窓口に、内閣府男女共同参画局が作成した「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター等を掲示し、広報に努めた。【総務省】

第4節

メディア分野等と連携した積極的な情報発信

- ① 男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関(UN Women)が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携し、同イニシアティブに参画する民間団体を含め各種会合において意見交換を行った。【内閣府】

第5節

メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシュアルハラスメント対策の強化

- ① メディア分野において、固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等について、気付きの機会を提供し解消の一助とすることで、女性登用や意思決定過程への女性の参画拡大の促進となるよう啓発を行った。【内閣府】
- ② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が義務となっている事業主に対し、企業向けのコンサルティングを実施することにより、女性活躍推進のための取組を支援している。【内閣府、厚生労働省】

第1節

持続可能な開発目標（SDGs）
や女子差別撤廃委員会など国
連機関等との協調ア 持続可能な開発目標（SDGs）
達成に向けた連携及び推進

- ① 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（平成28（2016）年5月設置）において決定されたSDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施している。【外務省、関係府省】
- ② SDGsにおけるジェンダー平等の実現とジェンダー主流化の達成度を的確に把握すべく、国連がジェンダーに関連していると公表したSDGグローバル指標について、整備を行い、その進捗を定期的にSDGs推進本部幹事会において確認したほか、ウェブサイト（JAPAN SDGs Action Platform）において当該指標を国内外に公表した。【内閣府、総務省、外務省、関係省庁】

イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等

- ① 女子差別撤廃委員会による第9回政府報告審査に際して、令和3（2021）年9月に提出した政府報告の内容等に基づき、令和6（2024）年10月に政府報告審査が国連欧州本部（ジュネーブ）で行われ、我が国が条約実施のためにとっている措置、我が国の立場等について、女子差別撤廃委員会と建設的な対話を行った。審査後、同月に同委員会から最終見解が示され、仮訳の作成、内閣府ホームページへの情報掲載、男女共同参画会議での報告、「聞く会」での周知等、各方面へ幅広く報告・周知を行うとともに、女子差別撤廃委員会に対し、我が国の立場を改めて説明した。【内閣府、外務省、関係省庁】
- ② 女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸

課題の整理を含め、早期締結について真剣に検討を進めている。【外務省、関係府省】

- ③ 国際労働機関（ILO）の活動に関する事項について政労使の代表者間で協議を行うILO懇談会においては、未締結のILO条約について、男女共同参画に関連の深い条約も含めて、定期的に議論を行っている。令和6（2024）年4月のILO懇談会では、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（ILO第190号条約）について意見交換を行った。【内閣府、外務省、厚生労働省、関係省庁】

ウ 北京宣言・行動綱領に沿った取組
の推進

- ① 国連女性の地位委員会等に積極的に参加し、参加各国との連携を図るとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に係る取組等の情報発信及び共有により、国際的な政策決定及び取組方針への貢献に努めている。北京宣言・行動綱領が採択されて30周年（「北京+30」）を迎えるに当たって、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による、国際社会の動向や我が国の課題等に関しての「聞く会」（意見交換会）を3回開催するなど、市民社会との対話を行いながら進捗状況をまとめ、「第4回世界女性会議並びに北京宣言及び行動綱領採択30周年記念における包括的政府報告」を国連に提出した。令和6（2024）年11月に開催された国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）にて実施された、アジア太平洋地域のこの5年間の取組についてのレビューに参加した。また、令和7（2025）年3月10日から同月21日まで国連本部（ニューヨーク）において国連女性の地位委員会が開催され、「北京+30」の世界的レビューが行われた。我が国からは英利アルフィヤ外務大臣政務官が政府団の首席代表として一般討論及び閣僚級円卓会合においてステートメントを行い、我が国の取組を紹介するとともに、議論に積極的

に参加した。我が国は、関係府省庁、NGO関係者、ユースを含む民間からの代表を含めた日本代表団を結成し、会合に参加した。【内閣府、外務省、関係省庁】

エ UN Women (国連女性機関) 等との連携・協力推進

- ① UN Womenを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図っている。【内閣府、外務省、関係省庁】

第2節

G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応

- ① G7、G20、APEC、OECDやその他のジェンダー分野の課題を扱う国際会議や多国間協議における首脳級・閣僚級のジェンダー平等に係る各種の国際合意や議論を、国内施策に適切に反映して実施するとともに、その進捗を把握し、施策の改善にいかしている。合意に至る議論の過程においては、我が国の経験や取組等に基づく情報発信及び共有により、政策決定及び取組方針に貢献している。

(G7)

- ・ 令和6(2024)年6月にイタリアで開催されたG7プーリア・サミットの首脳コミュニケでは、ジェンダー平等についての独立したパラグラフに加え、気候変動、開発、地域情勢、移住、食料安全保障、デジタルとAI、労働と雇用といった幅広い文脈においてもジェンダー課題への対処の重要性が網羅的に記載された。ジェンダー平等並びにあらゆる多様性をもつ女性及び女児のエンパワーメントを達成し、全ての政策分野において一貫してジェンダー平等を主流化し続けるとのコミットメントを改めて表明し、ジェンダー主流化を深化させるため、国際金融機関とともに3年間にわたって少なくとも200億米ドル以上の投資を開放すると宣言した。

さらに、同年10月に男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が同国のマテウラで開催され、会合では、「ジェンダーに基づく暴力の根絶と被害者

及び生存者への支援の強化」及び「女性と女児のエンパワーメント、国家のエンパワーメント：ジェンダー平等を推進するための共同の取組」をテーマにG7各国及びEUの担当閣僚等の間で議論が行われた。日本からは、内閣府からの代表者等が参加し、性犯罪・性暴力の対策、女性・平和・安全保障(WPS)及び女子中高生・女子学生の理工系分野への進路選択に係る我が国の取組を発信した。会議の成果として取りまとめられた共同声明では、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を根絶するためにジェンダーに基づく固定観念、暴力や差別等が防止される環境を育むことや、女性の労働市場参画を阻害する男女間の雇用格差や男女間賃金格差等の解消及び女性と女児がSTEM教育やキャリアに従事することの促進等を行うことの重要性などが指摘された。

(G20)

- ・ 令和6(2024)年10月にはG20ブラジル議長国下で、G20では4回目となる女性活躍担当大臣会合が同国のブラジリアで開催され、我が国からは駐ブラジル日本国特命全権大使が対面で出席し、ジェンダー平等は日本政府の重要かつ揺るぎない、確固たる方針であると強調し、経済分野における意思決定層への女性参画拡大やその実現のための官民連携の重要性について発信した。さらに同年11月のG20リオデジャネイロ・サミットで発出されたりオデジャネイロ首脳宣言では、ジェンダーに基づく暴力の終結、ケア労働におけるジェンダー平等、ジェンダーによる賃金格差の是正等の推進にG20諸国がコミットすることが再確認された。

(APEC)

- ・ 令和6(2024)年5月にペルー(アレキパ)にて、APECにおいて初めてとなる貿易・女性担当大臣合同会合が開催され、貿易分野における女性の経済的エンパワーメントの推進について議論された。成果として、「2024年APEC貿易・女性担当大臣合同会合共同声明」が発出された。我が国からは、高村正大外務大臣政務官、石井拓経済産業大臣政務官及び内閣府からの代表者が参加し、議論を行った。また、女性と経済フォーラ

ムが開催され、「女性と女兒をSTEMに惹きつける」をテーマにAPEC域内での取組が共有された。我が国からは内閣府からの代表者等が対面で出席し、STEM分野での女性活躍の促進や、防災の意思決定過程や現場における女性の参画拡大について発信を行った。成果として「2024 APEC女性と経済フォーラム閣僚声明」が発出された。

(OECD)

- ・ OECDにおいては、令和6（2024）年5月にOECD閣僚理事会が開催され、日本が議長国を務めた。「変化の流れの共創：持続可能で包摂的な成長に向けた客観的で高い信頼性に裏付けられたグローバルな議論の先導」をテーマに、議論が行われた。成果文書として採択された閣僚声明では、OECD各国がジェンダー平等に引き続きコミットすることが明記され、ジェンダー平等及びインクルージョンの主流化を継続し、男女別データを用いた信頼できる分析に基づく交差的アプローチをとることを奨励する旨が記載された。また、同年12月には第6回ジェンダー主流化作業部会がハイブリッド形式で開催され、各国の優先課題と取組が共有されたほか、ジェンダーに基づく暴力やジェンダー主流化の実例等について議論が行われた。【内閣府、外務省、経済産業省、関係省庁】
- ② 国際会議や多国間協議において合意文書にジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントに関する事項を盛り込むよう取り組むとともに、我が国が国際会議の議長国となる場合に、全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げるよう取り組んでいる。【外務省、関係府省】

第3節

ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮

ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進

- ① 「開発協力大綱」（令和5年6月9日閣議決定）及び「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月20日策定）に基づき、ジェンダー主流化及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施した。【外務省、関係府省】

イ 女性の平和等への貢献や紛争下の性的暴力への対応

- ① 国連安保理決議第1325号等の実施のための「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画」⁸に沿って、主にUN Womenや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所などの国際機関への拠出により中東、アフリカ、アジア及び中米地域のWPS分野に貢献している。また、モニタリングのための実施状況報告書の作成及び外部有識者から構成される評価委員による評価報告書の周知をしている。【外務省、関係府省】
- ② 紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、加害者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護・支援等に一層取り組むとともに、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金への支援等を行っている。【外務省、関係府省】

ウ 国際的な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、国際的な分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際

⁸ 女性と平和・安全保障の問題を明確に関連付けた初の安保理決議である「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」（平成12（2000）年10月、国連安全保障理事会にて採択）を踏まえ、平成27（2015）年以降、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定・実施。現在の第3次行動計画（令和5（2023）～令和10（2028）年）では、①女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進、②性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の防止と対応、③防災・災害対応と気候変動への取組、④日本国内におけるWPSの実施、⑤モニタリング・評価・見直しの枠組みの5つの項目からなっており、①～④について、中間評価報告書を3年目に策定予定。

的な貢献に積極的に努めている。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、国際機関への就職支援を強化している。【外務省、文部科学省、関係府省】

② 在外公館における主要なポストの女性割合につ

いて、特命全権大使・総領事が4.8%（令和5（2023）年）から7.1%（令和6（2024）年）に、公使・参事官以上が7.9%（令和5（2023）年）から8.8%（令和6（2024）年）に増加した。【外務省】

Ⅳ 推進体制の整備・強化

第1節 国内の推進体制の充実・強化

① 内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第21条により設置。内閣官房長官を議長とし、関係する国務大臣及び学識経験者によって構成。）が、適時適切に重要な政策に関する提言を行うとともに、国内の推進体制の中で重要な役割を果たすために専門調査会等（計画実行・監視専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会、第6次基本計画策定専門調査会等）を活用し、調査審議を行った。【内閣府、関係省庁】

② 男女共同参画推進本部（平成6年7月12日閣議決定により設置。内閣総理大臣その他の全ての国務大臣によって構成。）及びすべての女性が輝く社会づくり本部（平成26年10月3日閣議決定により設置。内閣総理大臣その他の全ての国務大臣によって構成。）については、令和5（2023）年度に引き続き連携を強化し、両本部の合同会議において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」を決定した。

【内閣府、全省庁】

③ 有識者及び地方6団体・経済界・労働界・教育界・メディア・女性団体等の代表から成る男女共同参画推進連携会議を開催している。同会議が開催した全体会議（令和6（2024）年12月）、「聞く会」（令和6（2024）年9月、令和7（2025）年2月）において、男女共同参画政策に関する周知及び意見交換を行い、これら重要課題に関する意見交換や情報共有、市民社会との対話、各団体における中央組織から地方の現場への取組の浸透

等を通じて、各界各層の若年層を含めた様々な世代との連携を図った。また、同会議において男女間賃金格差の是正に向けた取組及び若年層の性別役割意識を解消するための活動を行った。【内閣府】

④ 国内の推進体制の運営に当たっては、多様な主体（地方公共団体、NWE C、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）との連携を図り、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体、若年層など国民の幅広い意見を反映している。【内閣府】

⑤ 国際機関、諸外国との連携・協力の強化に努めている。【内閣府、外務省、関係省庁】

第2節

男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

① 内閣府では、「第5次男女共同参画基本計画」の進捗状況を毎年度の予算編成等を通じて検証するため、各府省庁の男女共同参画関係予算を取りまとめ、公表した。また、男女共同参画会議の下に置かれた計画実行・監視専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会において、令和6（2024）年4月から5月にかけて、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」に関する調査審議を行った。第73回男女共同参画会議（令和6（2024）年12月13日）において、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」の策定に向けて、調査審議を行った。また、同会議において、内閣総理大臣から新たな男女共同参画基本計画の

策定に当たっての基本的な考え方について諮問を受けたことを踏まえ、同会議の下に第6次基本計画策定専門調査会を設置することを決定した。令和6（2024）年12月から令和7（2025）年2月にかけて、第6次基本計画策定専門調査会を3回開催し、「第5次男女共同参画基本計画」のフォローアップ等を実施した。【内閣府、関係省庁】

- ② 男女共同参画会議、その下に置かれた計画実行・監視専門調査会等の意見を踏まえ、令和6（2024）年6月11日、すべての女性が輝く社会づくり本部（第14回）・男女共同参画推進本部（第24回）合同会議において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」を決定し、各府省庁の概算要求に反映させた。【内閣官房、内閣府、全省庁】
- ③ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、特定一般統計における男女別データの有無等の整備状況を調査する「ジェンダー統計整備状況調査」を実施した。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努めている。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進している。

内閣府では、総務省統計研究研修所において、ジェンダー統計に関する講義を行い、国及び地方公共団体の統計担当者の育成を図った。【全府省庁】

- ④ 指導的地位に占める女性の割合の上昇に向けて、モニタリングを行っている。【内閣府】
- ⑤ 男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等について検討した。【内閣府】
- ⑥ 「女性デジタル人材育成プラン」（令和4年4月26日男女共同参画会議決定）を集中して推進する期間の最終年として、取組を着実に実行し、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を強力に推進した。【内閣府、関係省庁】

- ⑦ 男女共同参画社会の形成に関する現状や課題等を把握するため、「地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」を実施した。【内閣府】
- ⑧ 国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データの利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進めている。【内閣府、総務省】
- ⑨ 男女共同参画社会に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とすることを目的に、令和6（2024）年9月に「男女共同参画社会に関する世論調査」を実施し、その結果を令和7（2025）年2月に公表した。【内閣府】
- ⑩ 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約整理し、ホームページ・月刊総合情報誌「共同参画」・SNS等を活用した情報発信・広報活動を積極的に実施している。国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進している。【内閣府】

第3節

地方公共団体や民間団体等における取組の強化

ア 地方公共団体の取組への支援の充実

- ① 男女共同参画社会基本法で努力義務となっている市町村男女共同参画計画の策定について、策定状況の「見える化」や地方公共団体への働きかけにより、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促している。【内閣府】
- ② 女性の管理職・役員の育成など女性の参画拡大の推進、地方公共団体の経済部局や商工会議所等と連携・協働しつつ実施する女性デジタル人材・起業家の育成、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援など、地方公共団体が、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援してい

る。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、自主財源の確保を働きかけている。(再掲)【内閣府】

- ③ 地方公共団体に対し、全国知事会などの関係団体とも連携し、先進的な取組事例の共有や情報提供、働きかけなどを行っている。【内閣府】

イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実

- ① 男女共同参画センターが、男女共同参画に関する地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、人材育成、関係機関・団体との連携に関するノウハウや好事例の共有等について、独立行政法人男女共同参画機構からの強力な支援を得ながら、地域における男女共同参画社会の形成の促進を図るための法案を第217回国会(令和7(2025)年)に提出した。【内閣府、文部科学省】
- ② 男女共同参画センターが、それぞれの地域において、その機能や強みを十分にいかすよう、地方公共団体に対し、男女共同参画主管課長等会議等を通じて、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促している。【内閣府】
- ③ 男女共同参画センターが広報啓発、講座、相談、情報収集・提供、調査研究等、様々な事業を進めるために必要な国の施策に関する情報提供を行うとともに、各種会議の実施や専門家の派遣、研修等の機会を通じて男女共同参画センター職員の人材育成を支援している。【内閣府】
- ④ 男女共同参画センターがオンラインを活用した事業を行えるよう、事業の実施に関する情報提供や専門家の派遣等を通じて支援している。【内閣府】
- ⑤ 「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」の平常時及び災害時における効果的な運用を促進するために、災害発生時には男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組について随時情報を発信している。また、「男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」において災害発生時の男女センターにおける

好事例となる取組を調査した。(再掲)【内閣府】

- ⑥ 「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、同ワーキング・グループから男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討に関する提言がなされた。

また、NWE Cと全国各地の男女共同参画センターとの情報共有・意見交換の基盤の構築に向けた調査研究を行った。【内閣府】

ウ 国立女性教育会館における取組の推進

- ① NWE Cは、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や、女性教育に関する調査研究の成果及びNWE Cに集積された情報の提供等を通じ、我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っている。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進している。【文部科学省】
- ② 「独立行政法人国立女性教育会館(NWE C)及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」(令和5(2023)年4月11日)及び男女共同参画会議(第71回)(令和5(2023)年12月25日)において示されたそれぞれの機能強化に関する方針に基づき、NWE Cにおいても独立行政法人男女共同参画機構設立以前から実施可能な所要の措置を講じた。【文部科学省】

エ 男女共同参画の実現に向けた気運醸成

- ① 平成13(2001)年度から男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目的とした「男女共同参画週間」(毎年6月23日から同月29日まで)を実施している。令和6(2024)年度は、「だれもがどれも選べる社会に」をキャッチフレーズとして、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催し、あわせて、「男女共同参画週間キャッチフレーズ表彰

（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）」を実施した。また、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」（受賞者10名）、「女性のチャレンジ賞（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）」（女性のチャレンジ賞：受賞者4名、女性のチャレンジ支援賞：受賞者1名、受賞団体1件、女性のチャレンジ賞特別部門賞：テーマ「気候変動問題等の環境問題におけるチャレンジ」、受賞者3名）を始めとした各種の表彰を行った。【内閣府】